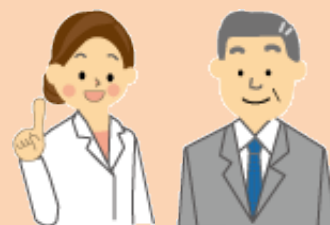


障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集 ウェブコラム

こんなときどうする？



障害学生支援部署の役割

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

目次

はじめに.....	1
第11回 進学を希望する生徒への情報発信.....	3
第12回 入学者選抜における同等の機会の提供.....	9
第13回 障害学生支援における教育部門との連携.....	15
第14回 新入生への合理的配慮の提供.....	21
第15回 自己理解と意思表示支援.....	27
第16回 教材、授業、試験等における情報保障.....	33
第17回 メンタルヘルスと合理的配慮.....	39
第18回 事前的改善措置.....	45
第19回 学外機関との連携、社会資源の活用.....	51
第20回 障害のある留学生、障害学生の海外留学.....	57
紛争の防止・解決等のための基礎知識.....	63
『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議	73

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構
学生生活部障害学生支援課

平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての大学等において、学生を含む障害者への差別的取り扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

これに伴い、障害のある学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争が増加しつつあります。

本機構では、こうした状況を踏まえ、これら紛争の防止や解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度から実施しております。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

また、本調査を通じて、各大学等が、数々の対応に苦慮する事例に遭遇し、「合理的配慮の提供とは」という命題に悩みながら、障害学生支援に取り組んでいらっしゃる姿を垣間見ることもできました。そこで、いただいた様々な事例のエッセンスを抽出し、その主な課題について、平成 30 年度に JASSO ウェブサイトにおいて、「一緒に考えよう！ 合理的配慮の提供とは」と題する全 10 回のウェブコラムを連載、さらに令和元年度において、「こんなときどうする？ 障害学生支援部署の役割」と題して続編となる全 10 回のウェブコラムを連載いたしました。本誌は、その令和元年度のウェブコラムをまとめたものとなっております。

本コラムは、「障害者差別解消法」施行に伴い、増加が懸念される紛争を防止・解決するために、大学等がどのような対応をしていけば良いのか、架空の講座やワークショップの中で、様々な課題や解決方法について紹介しています。なお、ここで紹介している事例は、大学等の対応を検討する上で必要な要素を盛り込むために、よくある状況や対応を想定して創作したものです。あくまでも架空の事例であり、ある特定の事例に基づくものではありません。

本コラムが、今後の各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

なお、「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」ウェブサイトでは、各大学等から提供された様々な事例や、紛争の防止・解決等に関する基礎知識も掲載していますので、是非、ご参照ください。

第 11 回 進学を希望する生徒への情報発信



講師

第 11 回は講座形式で、進学を希望する生徒や保護者、生徒が在学する高等学校・特別支援学校等への情報発信について、障害者差別解消法の観点から、その必要性と方法について検討します。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下、「対応指針」）では、大学等の高等教育機関（以下、「大学」）に対して、障害学生への支援体制に関する情報公開・情報発信を促しています。なぜ大学は、在学生のみならず学外に向けて情報発信することが必要とされるのでしょうか。また、受験生に向けた情報発信や受験前相談の方法として、どのような事例や留意点があるのでしょうか。

◆現状とその課題

障害学生支援に関する相談機関には、受験を控えた障害のある高校生やその保護者、学校関係者等から、例年次のような問合せが寄せられています。

「障害学生を受入れている大学、支援の手厚い大学はどこか教えてほしい」

「入試時の配慮について相談したいが、どこにどのように問い合わせればよいのか」

「〇〇大学を受験したいが、支援の体制がどうなっているか教えてほしい」

一方で、大学の障害学生支援担当者からは、次のような声が聞かれます。

「受験前相談も入試の配慮申請もなかったのに、入学してから支援の要望があるとわかり、新学期早々、対応に追われ大変だった」

「『入学後も当然入試の時と同じ配慮を受けられると思っていたのに、なぜ改めて面談や支援の申請をしなければならぬのか？』と保護者から不満を言われてしまった」

こうした悩みや疑問、そして受験生と大学側とのズレが生じる背景には、大学の情報発信のあり方に関わる課題が潜んでいます。

本来、各大学が障害学生支援に関する情報を十分に発信できていれば、上述のような受験生の疑問は生じないでしょうし、受験から支援利用までの流れが大学側・入学者側で共有できていれば、支援担当者が困惑する事態も避けられるはずです。

大学として求められる情報発信のあり方について、改めて整理してみます。

◆大学が取るべき対応

必要な情報の公開



情報発信の第一歩として、大学ウェブサイト内や大学案内、パンフレット等に、障害学生支援に関するページを整備するなどして、広く公開することが挙げられます。対応指針においても各大学の役割として、「障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。」とし、その具体的な方法として、入試時の対応体制、学内バリアフリー、入学後の支援体制等についてウェブサイト等で広く公開すること、またその情報アクセシビリティに配慮すること、等が記載されています。

具体的なポイントとして、次のような点が挙げられます。障害のある進学希望者が、ウェブサイトで大学の支援体制を調べようとしたとき、これらがアクセスしやすい形に整備されているかどうか、検討してみてください。

- 大学のトップページから、障害学生支援についての情報がどこに掲載されているかがわかるような構成になっているか（「障害学生支援」「障害のある学生」などのキーワードを含むメニュー）
- 支援に関する情報として、学内の体制、主たる担当部署名（窓口）とその所在地（バリアフリー情報を含むアクセスマップ）・連絡先（電話だけでなくFAXやmailを含む）、担当者の体制（スタッフ数、専門家の存在）、提供可能な支援の内容、対応可能な相談内容などが網羅されているか
- 入試に関するページ、オープンキャンパスに関するページ内で、障害への配慮や対応についての説明や問合せ先が明記されているか
- 3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が公開されていて、障害のある学生が進学、就学する際にどのような合理的配慮や事前の改善措置（環境整備）が必要かを検討する際の拠所となるかどうか
- 授業のシラバスが公開されていて、各授業の実施形態（講義、実技、演習等）や評価方法、達成すべき事柄等、障害のある学生が履修に際し配慮申請の必要性を判断するための必要事項が明記されているか

各大学が、障害のある受験生がアクセスできる形で上記のような情報を公開していれば、冒頭で紹介したような高校生・保護者の疑問も解消され、スムーズに進学に向けた準備を勧めることができるでしょう。また、窓口が明記されていることによって、早い段階で大学の支援担当者につながる事ができ、大学側も受験を想定した対応準備を落ち着いて進めることが可能となります。

なお、3つのポリシーやシラバスについては、障害者差別解消法の施行に伴い、その文言や記載する内容が法律の趣旨に沿うものであるかどうかを検証する必要があるとの議論も挙がっています。このことは今回のテーマとは別の課題になりますが、情報発信の推進と合わせ、各大学内で検討すべき課題であると言えます。

受験生の立場に寄り添う情報発信や対応の取組

では、どのような情報発信の取組がなされているのでしょうか。

障害のある受験生に向けたウェブページの充実



大学のホームページの中で、障害のある受験生を対象としたページを設け、まとまった情報を発信している例があります。

A大学では、学生支援を担うセンターのホームページ内に、障害のある受験生向けの動画コンテンツを掲載しています。受験準備から入試での配慮依頼、入学後の支援利用の流れなどの説明を、障害種別ごとに動画で説明しています。受験生は、手続きの流れがわかるだけでなく、受験や大学進学にあたって自分自身がすべきことも見通すことができ、法的に求められる情報公開であるだけでなく、円滑な移行支援としても障害のある受験生の助けになっていると言えます。

まずオープンキャンパスから大学の情報を収集する受験生を想定し、障害のある受験生への情報をわかりやすく提示している事例もあります。B大学では、オープンキャンパスの案内ページから、障害学生支援の説明ページへのリンクがあり、入学後の支援体制に関する情報と、オープンキャンパスの際に得られる配慮や個別相談に関する情報が、まとめて得られるよう工夫されています。相談・問合せ先の窓口が明確に提示されていることは、受験生の安心につながります。

特に、オープンキャンパスに参加する受験生から求めがあった場合には、合理的配慮の方法について検討し、必要な配慮を提供するというプロセスを踏むこととなります。

いつまでに、どこに申請すればよいかを明示するとともに、合理的配慮の提供により障害のある受験生も他の受験生と同じように、大学生活や入学試験に関する情報を得られる機会を保障することが求められています。

障害のある生徒を対象とした高大連携の取組



ウェブサイトやパンフレットでの情報発信に加え、障害のある高校生を対象にもう一步踏み込んだ取組を進める大学も見られるようになってきました。

C大学では、発達障害のある高校生を対象に、大学進学後の学生生活や修学がイメージできるようなプログラムを提供しています。レクチャーや体験を通して、高校と大学の授業や試験方法の違い、支援の利用方法、進学に向けて準備すべきことなどを学ぶことで、実際に進学が決まった際のスムーズな移行を目指すと共に、大学側にとっても支援内容の決定から提供の手続きが円滑に行われるという効果が期待されます。こうした、障害のある高校生を対象とした体験プログラムや大学説明会の取組は、少しずつ広がりを見せています。

事前相談への対応



ここからは、受験生からの個別に受験前相談への対応について扱います。以下は、聴覚障害のある高校生の保護者から、相談機関に寄せられた問合せの事例です。

保護者：娘が医療系の資格がとれる大学への進学を希望しています。実験の授業や病院実習でやっていけるのか心配で、ある大学に相談してみたところ、「聴覚障害学生の受入れ経験はないが、可能な範囲で対応する。どんな支援が必要か申請してほしい。」と言われました。前向きに支援を考えているので是非受験したいと思いますが、どんな支援を希望すればよいでしょうか。

この例で、対応した担当職員は、経験がないながらも要望に応じ合理的配慮を提供する姿勢があることを、一見丁寧に説明しているようにも見えます。しかし、実際には、現段階から受験、合格発表、入学というプロセスに沿った手続きの流れが明示されていないため、受験生側としては、「まだ志望校の段階で、具体的な相談をしても申し訳ない」と躊躇したり、「支援してくれることが確認できたのでよかった」と安心して、相談がストップしたまま入学を迎えることにもなりかねません。また、「どんな支援が必要か申請してほしい」とは、受験生側に選択肢を与えているように見えますが、実際にこの投げかけに回答するのは難しいことです。なぜなら、高校段階の障害学生の多くは、支援を利用した経験が乏しかったり、大学生活の中でどのような支援が必要となるか、実際に障害学生はどのようにして大学生活を送っているのかという情報を持っていないことが少なくありません。この例のように聴覚障害のある高校生の場合、高校の授業でノートテイクなどの情報保障を利用している人はまだ少なく、聴覚特別支援学校の生徒であれば、聞える学生と一緒に音声で行われる授業に参加するというイメージもわきにくいかもしれません。「医療系の専攻であれば危険物を扱う実験もあるだろう」ということまでは予測できても、どのような環境整備や合理的配慮があれば参加できるのか、本人の経験値や知識の範囲で提案しづらいことは、想像に難くないでしょう。

この例では、大学側には聴覚障害学生支援の実績がないので、具体的に提供可能な合理的配慮の例を提示することはできないかもしれません。しかし、次のような事柄を整理し、情報を提示しつつ具体的な検討につなげることはどの大学にも可能だと思われます。

- 志望する専攻ではどのような授業が行われるのか、また障害ゆえに授業参加や授業目標の達成に困難があると思われる科目としてどのようなものがあるのか
- 仮に、障害ゆえに履修や単位取得が難しいと思われる科目がある場合、その対応について学内でどのように検討され決定されるのか

- 学内に支援の実績や専門家がない場合に、相談したり助言を受けたりできる学外機関はどこか

このように個別の受験前相談を受ける上では、先に述べたような支援体制やシラバス等の情報公開がなされていることで、円滑な対応につながりますし、受験生の側も、必要な情報が公開されていて自身である程度の情報収集をしておけることで、相談時には具体的な相談や確認をすることが可能となります。逆に、このような情報発信や相談対応が欠けることによって、入学後に思うような履修がかなわず転科を検討せざるを得なくなったり、合理的配慮の検討や提供が間に合わず修学の機会均等を保障できないという事態を生むことにもなりかねません。



いかがでしたでしょうか。障害者差別解消法の趣旨に沿い、在学する一人ひとりの障害学生へ同等の機会を保障することは、受験をする前段階の対応から始まっていると言えるでしょう。

参考情報

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について
(通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1382208.htm

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

合理的配慮ハンドブック「入学試験・高大連携」

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/06.html

教職員のための障害学生修学支援ガイド「第1章3 学内支援体制」

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/kyotsu/index.html

第 12 回 入学者選抜における同等の機会の提供



ファシリテーター

第 12 回は、入試（入学者選抜）において、障害のない受験者と同等の機会を障害のある受験者に提供するために必要な対応について考えます。

このテーマについてワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者、入試部署の担当者、教員です。

検討課題

- ◆ 入試担当部署と障害学生支援担当部署の連携
- ◆ アドミッション・ポリシーと合理的配慮

参加者紹介



私立 X 大学
障害学生支援担当
A さん



私立 X 大学
入試担当
B さん



私立 Y 大学
障害学生支援担当
C さん



私立 Y 大学
看護学部教員
D さん



私立 Y 大学
教育学部教員
E さん

入試担当部署と障害学生支援担当部署の連携

ファシリテーター：障害のある入学志願者の入試対応時に、こんなことがありました。聴覚障害のある入学志願者が AO 入試の面接試験で、手話通訳か PC 要約筆記の利用を試験時の合理的配慮として申請しました。申請を受けた大学では、初めてのケースであり学内の規程がなく、「手話通訳や PC 要約筆記を利用するとひょっとしたら他の障害のない入学志願者よりも高い点数になってしまうのではないかと懸念したため、手話通訳や PC 要約筆記が提供できないと入学志願者に伝えました。結果的に、この方は出願をしなかったのですが、大学等としては、このような申請が来た時にど



ファシリテーター

のように対応すべきでしょうか？

A さん：聴覚障害のある受験希望者にとって、面接は口頭で聞かれることがほとんどだから、手話通訳や PC 要約筆記などの情報保障手段がないと、障害のない学生と同等の機会は提供されないですね。なんでこんな対応したんだろう？ わからないなあ。私たちの大学では障害学生支援部署があるので入学してからの配慮に



私立 X 大学
障害学生支援担当
A さん

については主体的に動けるのですが、入試での配慮など入学する前の対応は基本的に入試担当部署が動くことになっています。だから、実際には入試での配慮対応に関する情報が障害学生支援部署に届いていないこともよくあります。その点、Bさんいかがでしょうか？



私立X大学
入試担当
Bさん

Bさん：そうですね。最近では、障害のある受験希望者からの事前相談が増えてきているので、どのような障害の場合にはどのような配慮を提供するのか、大学入試センター試験での配慮を参考に、ある程度の対応マニュアルを作ってはいます。うちは事務スタッフばかりで専門のスタッフがいないのでマニュアルがないと動きづらくて……。ただ、手話通訳とPC要約筆記のどちらも必要という申請が前にあって、「どちらかだけあればいいんじゃないの？」と思ったり、なかなか専門的知識がないと対応できないことも多いです。うちの大学は通信教育課程もあるので、全国各地

に会場があって情報保障をどうやって地方の受験会場で手配するか、そのノウハウもないんです。こういう入試に関係するものも、もう少し障害学生支援担当の方と連携が取れるといいのかもしれないですね。どうでしょう、Aさん？

Aさん：そうですね。今度、試験時の配慮対応について連携方法を検討しましょう！ いつがいいですかね？



ファシリテーター

ファシリテーター：今回のケースでは、障害のある入学志願者から手話通訳やPC要約筆記の配慮申請があったにもかかわらず、「他の入学志願者より高い点数になるかもしれない」という抽象的な理由により合理的配慮を提供しませんでした。これは、法律の下で禁止される差別になり



私立X大学
障害学生支援担当
Aさん

うると考えられます。「学内の規程がないからできない」という主張についても、学内

規程がなければ合理的配慮を提供しなくて良いわけではありません。文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（二次まとめ）」によれば、合理的配慮の内容の決定手順は障害学生支援室等の専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意すべき、と示されています。学内規程を設けることは組織的対応として必要ですが、それ以前に個々の障害のある入学志願者から合理的配慮の申請があれば、その時点で学内規程がなくても検討する必要があります。

ただ、このような問題の一因として、入試担当部署と障害学生支援担当部署が分掌していることも影響していたかもしれません。入試での配慮は、センター試験などで公的な手続きが定められていますが、二次試験や推薦、AO入試など大学等が行う入試における配慮は大学によって対応が様々です。大学によっては同日に複数の会場で行う入試を行うこともあり、地方の会場に人員を配置するなど過重な負担に感じられるかもしれません。障害学生支援に関係する教職員だけでなく、全学の入試担当者や各学部の入試担当者にも試験時の合理的配慮に関するリテラシーが求められるでしょう。例えば、入試担当部署や教育組織の入試担当者向けに障害学生支援担当部署が講師となり、合理的配慮に関する勉強会やFD/SD等を行うなど、障害学生支援部署が主体的に入試担当者と連携を取ることができると良いですね。また、入試形態別（筆記試験、小論文、面接、集団討論等）で、よく用いられる合理的配慮の

例をまとめておくことも有効でしょう。障害学生支援の担当者は日頃から他の地域の障害学生支援の担当者とネットワークを作っておくことで、自分だけで対応できない時は外部の力も借りながら、多様な障害のある入学志願者に同等の機会を保障できるよう考えていく必要があります。

アドミッション・ポリシーと合理的配慮



ファシリテーター

ファシリテーター：もう1つ、こんな事例もありました。看護学部を受験を希望する自閉スペクトラム症（ASD）のある入学志願者で、「コミュニケーションが苦手だから面接試験時に応答するまでの時間を他の学生よりも延長してほしい」ことを合理的配慮として申請しました。その際、看護学部の入試担当者は「コミュニケーションが苦手な学生はコミュニケーションが必須の看護学では学ぶことが難しいだろう。とは言っても、合理的配慮の申請は断りづらいので、アドミッション・ポリシーに『コミュニケーション力』を求めることが書いてあることを断る理由としよう」ということで、この入学志願者からの合理的配慮の申請を認めませんでした。結果、その学生は看護学部以外の学部の受験を検討するようになりました。この事例について、みなさんどう思いますか？

Dさん：私たち看護学部は、患者さんなど利用者の方とのコミュニケーションが最も大事なところで、それが教育の本質なのだと感じています。そのような教育の本質が入学志願者にもちゃんと分かるように、アドミッション・ポリシーに記載をしようという動きが実際に学内にもあります。看護の分野ではコミュニケーションの中でも、利用者の方と会話をするだけでなく、病状や気になる所がないかなど利用者の方が言葉では語らない暗黙な部分を察知する力も求められています。なので、今回のような対応はしようがないかなとも思いました。仮に入学しても実習で



私立Y大学
看護学部教員
Dさん

上手いかわなくて退学してしまうかもしれませんし。



私立Y大学
障害学生支援担当
Cさん

Cさん：ちょっと待ってください。この入学志願者は、自閉スペクトラム症（ASD）のある生徒さんなんですよ？ 自閉スペクトラム症は対人関係やコミュニケーション上の質的な障害です。たしかに、アドミッション・ポリシーに記されたコミュニケーション力は、看護学部での教育の本質部分をなしていて、この事例でもそのポリシーを理由に配慮を断っています。しかし、一般的・抽象的にコミュニケーション力がないことだけを理由に配慮を断ってもよいのかなと感じました。

ファシリテーター：この法律は合理的配慮を求めています、教育の本質部分を変更するような配慮は合理的配慮にはなりません。今回のケースでは、断るという判断をする前に、障害のある入学志願者に、「実際にどのようなコミュニケーション上の困難があるか」を聞く必要があったかもしれませんね。例えば、ASDの方の中にも音声によるコミュニケーションは聞き取りが苦手だが、書面であれば理解しやすいという方もいますので、その場合は時間延長ではなくて質問内容を文字で示すという配慮だったら良かったのかもしれません。他にも、不安や緊張の度合いが高くてスムーズな会話が苦手な方の場合には、今回のような時間延長が必要だったと思います。入学志願者が抱



ファシリテーター

える障害の程度や内容は何かを細かく聞きながら、併せて、アドミッション・ポリシーで示される『コミュニケーション力』とは何かを学部教員と一緒に考える作業も必要かもしれませんね。



私立Y大学
教育学部教員
Eさん

Eさん：なるほど。たしかにうちの学部でもアクティブ・ラーニングとかを進めていることもあって、アドミッション・ポリシーにも『コミュニケーション』が必要という記述があるけど、大学4年間の内にグループワークや実習などを通して自分なりのコミュニケーション方法を学んでいく学生もいるから、あまり高校卒業の段階でいきなり色々な人と会話が上手にできるとかを強く求めるわけではないなあ。どっちかと言うと、国際化を重視している大学だから、英語の4技能（読む・書く・聞く・話す）を高校生の段階でできっちり身につけてほしいところかな。

ファシリテーター：コミュニケーションと一口に言っても、学部の先生方で考え方が違

うようですね。障害のある入学志願者からの申請を受けると、学部での教育の本質とは何かを議論するきっかけにもなって、それは大学等にとって大切なことだと思います。障害学生支援の側面から国立大学におけるアドミッション・ポリシーの傾向を分析した研究によると（真名瀬ら，2017;2019※下記参考情報参照）、アドミッション・ポリシーには、コミュニケーション能力を求める学部が多いものの、具体的にどのような能力を求めているのかが不明瞭なものも多いようです。抽象的にコミュニケーション能力を要求して、合理的配慮を提供しないと安易に決めてしまうと、聴覚障害やASDのある学生などコミュニケーション上の障害を有する学生に対する差別につながりかねません。合理的配慮があれば看護職に必要なコミュニケーションができる可能性があるわけで、「どのようなコミュニケーション上の困難があるか」細かく確認することが大事です。また、「コミュニケーション能力」が「言語能力」であるのか、「非言語コミュニケーション」であるのかは明確にしておくことも大事ですね。いきなりポリシーを変更することは難しい作業かもしれませんが、アドミッション・ポリシーや募集要項に「障害を理由として目標への到達が困難と感じられる場合には、修学上の相談や合理的配慮の申請を行うこと」など追記したり、合理的配慮の例を示したURLリンクを貼り付けるだけでも、障害のある入学志願者にとっては助けになると思います。



ファシリテーター



ファシリテーター

いかがでしたでしょうか。入試における配慮では、大学教職員と障害のある受験者との間で話をする機会や時間が十分に取れないことも少なくありません。合理的配慮の不提供により、障害のある受験者が不服・不満を訴える機会も少ないため、軽視されやすい側面もあります。日頃から、学内外の連携を密にして、入試での配慮対応を考えていくことが望まれます。

参考情報

※ファシリテーターが紹介している（真名瀬ら，2017;2019）は、以下の文献です。

- 1.真名瀬陽平・佐々木銀河・田原敬・五味洋一・青木真純・竹田一則（2017）障害者差別解消法施行に伴う日本の国立大学におけるアドミッション・ポリシーの課題. 大学教育学会誌, 39(2), 95-104. （※現在、インターネット非公開のため、国会図書館等で閲覧申し込みが必要）
<https://ci.nii.ac.jp/naid/40021423495/>

2. 真名瀬陽平・佐々木銀河・五味洋一・竹田一則（2019）障害者差別解消法施行に伴う日本の国立大学におけるディプロマ・ポリシーの課題. 高等教育と障害, 1(1), 74-83. (インターネット公開中)

<https://ahead-japan.org/journal/01-01/74.html>

第 13 回 障害学生支援における教育部門との連携



ファシリテーター

障害のある学生に合理的配慮を提供するにあたって、授業や実習、試験など、多くの場面でその役割を担うのは、学生が所属する学部・学科等の教育部門です。障害のある学生が修学し、単位を取得し、無事に卒業するためには、教育部門の理解と協力が大変重要です。第 13 回は、この教育部門との連携について、ワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ◆ 障害学生支援においてシラバスが果たす役割
- ◆ テクニカル・スタンダードにおける合理的配慮の考え方

参加者紹介



国立大学
Aさん



公立大学
Bさん



私立大学
Cさん

障害学生支援においてシラバスが果たす役割



ファシリテーター

ファシリテーター：障害のある学生に提供する配慮には、様々なものがありますが、中でも大きな比重を占めるのが、修学に関する配慮です。そこで重要な役割を占めるのは、授業や実習、試験などを担当する教員であり、学生が所属する学部・学科等の教育部門です。ところが、多くの大学等の支援担当者から、「教員の理解が得られないために配慮が提供できない」「配慮を提供するかどうかは、個々の教員に委ねられる」といった声を聞きます。こうした現状について、まず、Cさんから

事例を紹介していただきます。

Cさん：はい、これは、学生から申し出のあった試験時間の延長に関する事例です。この学生は、上肢に不自由があって、筆記はできるのですが、一般の学生と比べるとかなり時間がかかるんですね。それで、定期試験の時間を通常の 1.5 倍にしてほしいという申し出があり、担当教員に相談しました。試験時間は 60 分だったのですが、担当の先生は、「一般の学生なら 30 分程度で解ける問題だし、解答方法も記述ではなくて番号を選択するものなので、60 分あれば十分でしょう」とおっしゃって、時間延長は認めら



私立大学
Cさん

れなかったんですね。先生のご判断を学生に説明して、一応理解を得たんですが、別の教員だったら延長を認められたかもしれません。



ファシリテーター

ファシリテーター：なるほど、試験における配慮の提供に関する判断が、各担当教員の裁量によって変わってしまうということですね。これについて、何かご意見はありますか？

Bさん：うちの大学でも同じような状況です。授業に関する配慮でも、担当の先生のご判断にお任せするしかないのので、支援の申し出があればその先生に「配慮願」を出しますが、実際に配慮するかどうかは、担当教員次第なんですね。ですから、同じような条件の授業でも配慮してもらえる授業としてもらえない授業が出てきてしまうんですね。



公立大学
Bさん



国立大学
Aさん

Aさん：うちの大学でも以前は同じような状況でしたが、やはり本来提供されるべき配慮が提供されない状態はまずいだろうということで、現在は、「配慮願」は学部の教授会あてに出す形にしている、教授会で検討して、学部全体の対応として決めていただくようにしました。

Cさん：なるほど、それはいいですね。でも、教授会に理解がなかったら、一部の先生には理解してもらえていた配慮ができなくなったりしませんか？それに授業内容によって違うから、どんな配慮ができるかは担当教員にしかわからない、いちいち教授会にかけていられないとか言われませんか？



私立大学
Cさん



公立大学
Bさん

Bさん：うちの大学では、多くの先生方に、「そんなに配慮したら、一般の学生より有利になってしまう」とか言われます。

Aさん：このやり方になった当初はそういうことも実際にありました。最初の頃は、学生の申し出があるたびに、学部のシラバスを材料に、「こういう到達目標であればこういう配慮なら可能ではないか」みたいなことをひとつひとつ提示して、教授会で理解を得るためのプレゼンをしたりして、結構大変でした。



国立大学
Aさん



ファシリテーター

ファシリテーター：合理的配慮の内容が、他の学生と同等の機会を提供することになるという客観性を担保するためには、シラバスを基にして検討することは大切ですね。そのためには、シラバスの内容自体、実際にどんな授業や実習、試験を行なうのか、具体的に示されている必要があります。シラバスを決めるのは、各講座等を担当する教員ですが、支援担当部署としては、シラバスの内容に関する合理的配慮について質問したり、助言したりできるような関係を、教育部門との間に築いていくことが重要です。また、シラバスが具体的であれば、学生が履修を検討する際にも、配慮を受ければ自分が履修できるものかどうかを判断する材料になります。

テクニカル・スタンダードにおける合理的配慮の考え方



ファシリテーター

ファシリテーター：さて、こうしたより具体的なシラバスを作成するために必要な考え方が、昨年度の第9回ウェブコラムでも紹介した「テクニカル・スタンダード」です。これは、米国の大学が使われている用語ですが、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーだけではわからない、より詳細な能力要件、技術基準といったものです。

Bさん：例えば、医学部のテクニカル・スタンダード、看護学部のテクニカル・スタンダードといった雛形があるんですか？



ファシリテーター

ファシリテーター：いいえ、それぞれの大学や学部によって、どのようなポリシーでどのような教育を目指しているかが違うのですから、当然、テクニカル・スタンダードも、大学や学部によって違ってきます。ユニバーサルなテクニカル・スタンダードは存在しないとも言われています。ですから、テクニカル・スタンダードについて議論



公立大学
Bさん

するためには、まず、社会モデルからテクニカル・スタンダードを捉えることが重要にな

ります。

Cさん：その「社会モデル」というのが、いまひとつよく理解できていないのですが、これまでの障害学生の捉え方として「医学モデル」という言葉も聞きますが、何が違うんですか？



ファシリテーター

ファシリテーター：障害学生の抱える困難の原因をどこに求めるか、という視点です。あるテクニカル・スタンダードを満たせない学生がいた場合、医学モデルの視点では、その学生が心身の機能障害



私立大学
Cさん

（インペアメント）を克服できないことが問題視されます。一方、社会モデルの視点では、テクニカル・スタンダードをめぐる社会的障壁の問題性が強調されることとなります。障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者差別解消

条例などの下では、社会モデルの観点から、テクニカル・スタンダードを捉えることが求められています。

Bさん：障害があっても、合理的配慮を提供すれば、社会的障壁は取り除くことができる、つまり、テクニカル・スタンダードは満たせる、それをしないのは差別だということですか？

ファシリテーター：例えば、視覚障害のある方が自動車運転免許を取得できない場



ファシリテーター

合があるように、障害があることが原因となって克服できないことはあります。将来的に科学技術の発展によって克服する方法が見つかるかもしれませんが、現時点では不可能です。同じように、



公立大学
Bさん

合理的配慮さえ提供すれば、すべての社会的障壁が取り除けるわけではありません。これを踏まえた上で、障害者差別解消法の観点から検証すべきテクニカル・スタンダードの問題は、大きく分けて2つあります。ひとつは、テクニカル・スタンダードそのもの

に問題がある場合です。もうひとつはテクニカル・スタンダードそのものには問題はないけれど、合理的配慮が提供されないという問題です。どちらの問題も、心身の機能障害に関わる問題ではなく、人為的に構築された社会的障壁の問題であり、かつ、法律の下で除去されるべきものである、ということができます。

A さん：テクニカル・スタンダードそのものに問題があるというのは、どういうことでしょうか。テクニカル・スタンダードは、その学部や学科において求められる能力要件ですよね？例えば、医学部や看護学部など、国家試験によって資格を取得する専門職を養成する専攻の場合など、求められる能力要件は決まってくるのではないですか？それに、教育の本質に関わる部分ですから、私たち支援担当部署が口を出すことはできない分野かと思うのですが……。



国立大学
Aさん



ファシリテーター

ファシリテーター：例えば、専門職にとって本質的に求められる適性要件ではないものがテクニカル・スタンダードに含まれていて、そのために障害学生がプログラムから排除されるのであれば、不当な差別的取扱いとなる可能性があります。その要件が障害や障害特性を理由としたものである場合は、正当な理由がなければなりません。主観的・抽象的に「安全を確保する」というような理由では、正当な理由としては認められません。客観的・具体的に正当な理由が検討されなければなりません。このような観点から

テクニカル・スタンダードを見直し、それが教育の目的に照らして必要不可欠なものであるか、などを説得力をもって説明する責任を果たすよう、教育部門の責任者に求める、あるいは助言するといった役割が支援担当部署には求められます。

Cさん：なるほど、先生方は当然と思っているようなことでも、支援担当部署の我々から見れば、それは本質的な要件ではないんじゃないかということもありますよね。このままでは差別になるかもしれませんから、見直してもらえませんかというふうに働きかけていくということですね。



私立大学
Cさん



ファシリテーター

ファシリテーター：はい。次に、テクニカル・スタンダードそのものには問題がない場合について考えてみましょう。この場合、障害者差別解消法の下では、合理的配慮の不提供は障害者差別にあたると考えられています。大学等は、合理的配慮を提供することなく、障害学生をテクニカル・スタンダードに不適合だとして排除することは許されていません。合理的配慮が提供されれば、テクニカル・スタンダードを満たすことができる場合があるからです。もしも合理的配慮

を提供することなく、障害学生を排除すれば、不当な差別的取扱いとして不服申し立てを受けたり、訴えられたりする可能性もあります。差別解消法の下で、合理的配慮は、本人の意向の尊重、非過重負担、本質手変更不可、本来業務付随などの7つの要素を満たすものです。支援担当部署の役割は、これらの7つの要素の観点から、合理的配慮が、法律に沿って提供されることを確保できるように、障害学生と教育部門に建設的対話の場を提供し、その双方を支援することです。



ファシリテーター

ファシリテーター：いかがでしたでしょうか。教育部門は専門知識集団であり、その本質の部分に踏み込んでいくことは、なかなか難しいと思います。しかし、障害学生支援にとって、教育部門との連携は不可欠です。正当な理由なく、障害学生を排除するようなことになれば、障害者差別解消法の下で禁じられている不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供につながるということをよく説明し、テクニカル・スタンダードの見直し、策定を支援することは、これからの支援担当部署の重要な役割となっ

ていくことと思います。

参考情報

- 一緒に考えよう！合理的配慮の提供とは 第9回「テクニカル・スタンダードについて」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/column/1322318_10682.html
- 事例に学ぶ 紛争の防止・解決等につながる対応や取組 17_肢体不自由の学生の体育実技、フィールドワークへの参加について
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/ref/682.html

第14回 新入生への合理的配慮の提供



ファシリテーター

第14回は、入学が決まった障害のある学生に対して、大学等はどのように対応していけば良いのか、その中で障害学生支援部署が果たすべき役割とは何か、入学前、入学後の対応について考えます。

このテーマについてワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ◆ 出身校での支援内容に関する情報取得の方法
- ◆ 支援の申し出への対応プロセスの構築
- ◆ インテークにおける建設的対話とは

参加者紹介



国立大学
Aさん



公立短大
Bさん



私立大学
Cさん

出身校での支援内容に関する情報取得の方法



ファシリテーター：障害のある学生の入学が決まると、皆さんの部署には様々な支援を求める申し出があることと思います。まずは、Aさんから、事例を紹介していただきます。

Aさん：本日までご紹介するのは、本人ではなく保護者から申し出のあった事例です。この学生は、自分が発達障害であることを知らないまま、保護者の申し出によって、小・中・高と支援を受けてきたという学生で、保護者から、大学でも同じように支援をして欲しいという申し出がありました。本学としては、本人からの申し出がなく、本人に困り感もないのに、いきなり支援を開始するというのも難しく、非常に対応に困った事例です。学部には、



保護者からこういう申し出のある学生がいるという情報だけ伝えて、様子を見守るという対応になりました。



Cさん：本学でも、過去に同じような事例がありました。そのときは、とりあえず出身高校に連絡して、これまで、どんな支援をしてきたのか情報をもらって、その後は、やはりしばらくの間は見

守りということになったのですが、結局、本人ではなくて、回りの教員や学生から相談があって、本人と面談して支援につなげていったという事例ですね。

Bさん：高校までの支援の情報と言えば、個別の教育支援計画がありますが、これは、参考になることも多いのですが、特別支援教育と大学での障害学生支援とは考え方が違うので、同じような支援を期待されても応えられないことが多いんですよね。



Aさん：支援計画が作成されていないケースもありますよね。この事例の場合、本人に自覚がないこともあって、その場その場で、保護者が学校に連絡して、担任や保健室の先生の裁量で支援していたようでした。

ファシリテーター：障害のある学生が入学してきて、まず必要になるのは、これまでどのような支援を受けてきたのかという情報ですね。出身校の担任や特別支援教育コーディネーターと連携して、情報を入手する必要があります。この事例では、本人に自覚がないということで、難しかったと思われそうですが、入学が決まったらできるだけ早い時期に、本人や保護者との面談を実施し、希望する配慮内容を把握できるようにし、必要な情報を入手したいですね。また、配慮内容を円滑に把握するためには、そのためのフォーマットを用意しておくことも重要です。入学手続き書類と一緒に提出できるように、配慮希望書の様式を用意しておくといいでしょう。



支援の申し出への対応プロセスの構築



ファシリテーター：では、合格発表から入学までの間にできること、しておくべきことには、どのようなことがあるでしょうか。これに関連して、Bさんから事例を紹介していただけます。

Bさん：はい、ご紹介させていただくのは、難聴の学生の事例です。この学生は、普通高校の出身で、高校までは補聴器と読唇で対応できていて、特に支援を受けていなかったんですね。ですから、入学時も、支援の申し出はありませんでした。ところが、いざ入学して授業が始まってみると、高校とは教室の規模も違いますし、聞き取れないことが多く、授業についていけなくなって、相談に来たというケースです。結果的にはノート



テイカーをつけることになったのですが、その学期のノートテイカーのシフトも組んだ後だったので、実際に支援を開始するまでに時間がかかってしまいました。



Aさん：肢体不自由の学生の場合なども、キャンパスや施設内の移動、教室への出入りなど、実際に試してみないとわからないことが結構ありますよね。本学でも同じような経験を

して、現在は、入学前にキャンパスや教室などの施設を見学してもらったりして、どんな支援が必要かを確認するようにしています。

Cさん：それは、障害のある入学者全員に行なっているということですか。Bさんの事例のように、本人が支援の必要を感じていない場合などは、見学などが必要かどうかわからないですよ。



Aさん：全員ではないですね。まずは、本人や保護者と面談して、障害の内容などを詳しく聞きながら、入学する学部での授業内容なども説明して、見学などが必要かどうか、本人と話し合っています。

ファシリテーター：事前に、配慮内容を十分に把握しておかないと、学生が必要な支援を受けられないまま、授業始まってしまうということですね。必要な配慮内容を円滑に把握するためには、やはりなるべく早い時期に、面談を行なうことが重要です。この面談には、本人、保護者、支援部署の担当者のほかに、入学する学部学科の教員や場合によっては施設・設備の担当部署にも参加してもらおうといいですね。配慮実施に関わる関係者間で情報交換することで、必要な配慮が見えてきます。本人が、大学等での学生生活がどんなもので、自身にとって必要な配慮は何かということを理解し、自身で「配慮願い」を作成することも重要です。合格発表から入学までに支援部署がすべきことには、配慮を提供するための具体的な準備だけでなく、この「配慮願い」作成のための支援も含まれます。その際できるだけ本人が中心になって「配慮願い」を作成していくことが重要です。大学では保護者による意思決定から学生本人の意思決定へと重点を移していくことが重要となります。



インテークにおける建設的対話とは



ファシリテーター：では、本人が希望する配慮を提供できないケースには、どんなものがあるでしょう。Cさんから事例を紹介していただけます。

Cさん：この事例では、是非、皆さんのお知恵を拝借したいのですが、難病の学生から、体調不良のために授業に出席できないので、映像や資料など、自宅で授業内容を見たいという申し出があったんですね。学部の担当教員に配慮の依頼をしたのですが、「本学は通信教育課程ではないんだから、そういう対応はできない」と断られてしまったんですね。こういうケースでは、他の学校さんではどうしていらっしゃるのか、是非教えてください。





Aさん：通信教育課程じゃないからビデオ等はダメというのは、明らかに誤解ですね。ビデオ等でもその授業の本質が満たせると考えられる場合、それは合理的配慮の提供になりますよ。本学では、病弱の学生や、精神障害で通学に支障を生じることのある学生に対して、そういう配慮を提供しています。

Bさん：本学では、体調不良で頻繁に授業を欠席することが予想される学生について、入学前の話し合いの中で、通常2年間のところ、3年かけて単位を取得して卒業するという制度を適応することにした事例がありますよ。ビデオ受講がダメなら、そういう方法も検討してみてくださいはどうか。



ファシリテーター：このようなケースでは、教育部門に合理的配慮の提供についての理解を深めてもらうことももちろんですが、「そんなことはできない」という一方的な判断を受け入れるのではなく、まず、配慮の提供を前提とした建設的対話の場を設けることが求められます。対話の場には、本人や保護者、そして支援担当部署のスタッフも加わって、担当教員だけでなく、学部学科の責任者に同席してもらい、学生のニーズの本質は何か、教育の本質を満たして配慮を提供するためには、どんな方法があるか、両者にとって納得のいく配慮の提供を探っていくことが重要です。当面の配慮内容を決定した後も、結果をフィードバックしながら配慮内容に必要な修正を加える等、継続的な対話を維持していくと良いでしょう。



いかがでしたでしょうか。障害のある学生の入学が決まったら、まずは、出身校からこれまで受けてきた支援についての情報を入手すること。その情報を、学生が入学する学部学科等、必要な部署と共有し、提供する配慮内容について検討することが必要です。ただし、学内における個人情報の共有については、その内容と範囲について、学生本人に必ず了解を得ましょう。そのためにも、できるだけ早い時期に、学生や保護者との面談を実施する必要があります。必要な情報を入手し、配慮内容を円滑に把握するためには、本人や保護者、そして出身校と密度の高い連携ができるような信頼関係を築くことが重要です。

参考情報

個別の教育支援計画について_文部科学省

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm

障害学生修学支援に関する規程及び様式等

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/youshiki01.html

紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 6

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaijitsu/kiso/ki
so1_6.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaijitsu/kiso/ki
so1_6.html)

第 15 回 自己理解と意思表示支援



ファシリテーター

第 15 回は、障害に関する自己理解や支援意思の表明が困難な学生と、学生を取り巻く意思表示支援者（保護者・家族）との関係を念頭に置いて、本人主体の建設的対話のプロセスについて考えます。

このテーマは、ワークショップ形式で検討します。ワークショップの参加者は、障害のある学生本人、保護者、大学等の支援担当者で、障害のある学生本人と保護者が障害学生支援担当者やとりとりをする場面を仮想事例として取り上げます

検討課題

- ・学生本人における障害の自己理解
- ・障害のある学生本人の意思表示プロセス

登場人物紹介



学生 A さん



A さんの保護者 B さん

参加者紹介



国立大学 C さん



私立大学 D さん



ファシリテーター

ファシリテーター：大学生は成人年齢に達していることもありますが、まだ完全に自立しているわけではなく、家族のサポートを受けながら自立を目指す時期でもあります。障害のある学生においても、ご家族が合理的配慮の調整プロセスに参加することがあります。みなさんの大学で、ご家族を含めた合理的配慮の調整において、苦慮したことはありますか？

国立大学 C さん：少し前にこんなことがありました。他の大学のみなさんにもご意見を頂ければありがたいです。



国立大学 C さん

事例紹介



国立大学 C さん

国立大学 C さん：今日は合理的配慮の申請に来られたとのことですが、具体的にどんなことで困っていますか？

学生 A さん：……。 (緊張した様子で、目をふせる)



学生 A さん



国立大学 C さん

国立大学 C さん：えっと、話してもらわないと、何も進められないのだけど……。親御さんは、どうでしょうか？

A さんの保護者 B さん：うちの子は小さい時にアスペルガー症候群の診断を受けていて、人とのコミュニケーションが苦手なんです。もう 4 年生で卒業論文を書かないといけ



A さんの保護者 B さん

ないみたいなんです。9 月になるまで親にも何も言わなくて……。大学の先生から「ゼミにも顔を出していないし、研究も進んでいないよ」と私に連絡が来て、びっくりしました。勉強は昔からできていたので、小学校・中学校・高校の時には、本人には障害のことは伝えずに、親が先回りをして支援をしてきました。大学では好きな勉強ができる学科に入れたので、1 人でできるかと思ったのですが……。ここに来る直前に障害のことを本人にも伝えました。診断書も持ってきています。本人はびっくりしているのと、何をしたいのか分からなくて困っているのだと思います。親だから分かります。このままだと卒業ができない状況なので、何とかしてもらえないでしょうか。



国立大学 C さん

国立大学 C さん：何とかしてもらいたい、と言われても……。合理的配慮の提供には、学生本人の意思表示が不可欠ですので、親御さんからのお話だけでは進めることができません。A さんは、どうしてほしいですか？

学生 A さん：……。 (緊張した様子で、目をふせる)



学生 A さん



A さんの保護者 B さん

A さんの保護者 B さん：さっきからお話している通り、コミュニケーションが苦手なんです。うちの子は、こんな感じで卒業論文の指導を先生に受けに行くこともできなかったのだと思います。だから、今、こうやって「どうしてほしいか？」と聞かれても、何を答えていいかわからないことが障害なんです。理解して頂けないでしょうか？

ワークショップに戻る



国立大学 C さん

国立大学 C さん：この時は、まったく A さんが話をしてくれなかったのと、卒業が危うい状況ということもあったので、仕方なく、保護者の方からの聞き取りをもって合理的配慮の手続きを進めてしまいました……。でも、本当にこれで良かったのか悩んでいます。

私立大学 D さん：今のお話だと学生からの申し出が一切ないので、合理的配慮の手続きを進めるのは、マズいのではないのでしょうか。本人にも障害告知が直前までされていなかったようですので、本人が自身の障害を適切に理解して合理的配慮を求めたとは言えないと思います。こういう学生の意思を無視して、保護者だけが出てくるパターンは多いので、うちの大学では本人が求めない限り、一律認めないことにしています。



私立大学 D さん



国立大学 C さん

国立大学 C さん：ちょっと待ってください。この A さんは、アスペルガー症候群の診断を受けていて、対人コミュニケーションの困難が障害となっているのだと思います。保護者の方が言うように、合理的配慮の調整プロセスそのものが、アスペルガー症候群の学生にとって社会的障壁になっていたとも考えられます。それなら、コミュニケーションに困難のある学生は、その障害の状況を考慮して、保護者等による代行決定を認めるという考え方もあるんじゃないでしょうか。どうでしょう？

ファシリテーター：とても大事な議論ですね。大学と障害学生、そして障害学生を援助する人（保護者など）を含めた建設的対話における本人の「意思」とは何かを考えるきっかけになると思います。C さん、D さんのどちらの意見も分かりますが、丁寧に論点を整理していくことが大切です。ここでは大きく、2 つの論点があると思います。1 つは、「学生本人における障害の自己理解」、そして、「障害のある学生本人の意思表示プロセス」です。1 つずつ順番に考えてみましょう。



ファシリテーター

学生本人における障害の自己理解



ファシリテーター

ファシリテーター：A さんは、アスペルガー症候群の診断を受けていたので、障害の状況に関する根拠資料はあります。ですが、障害のことについて合理的配慮の申請時まで伝えられていませんでした。これでは、本人が自身の障害について理解をしていない状態のため、必要な合理的配慮を検討することが難しい状況です。文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」では、『（前略）障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。』とされています。つまり、学生が意思表示できるように、必要な情報提供も大学側に求められています。A さんの場合、根拠資料だけを提出すれば良いのではなく、まず、「アスペルガー症候群とは何か?」、「障害と A さんの大学生活の関連性」、「障害のある他の学生が受けている合理的配慮やその他の支援」など必要な情報を支援担当者から提供し、A さん自身が障害のことについて十分理解した上で合理的配慮の調整についての検討ができるかと良かったかもしれません。また、授業などを

通じて、学生が自身の得意・苦手を適切に理解できる機会を大学側から提供することで、学生からの意思表示が促されることもあります。例えば、1年次向けの導入科目などで発達障害の基礎的な知識を伝える機会を用意したり、キャリアデザイン科目で自身の得意・苦手を振り返るワークなどを行うことも有効な場合があります。

国立大学 Cさん：そうですね。根拠資料があれば、どんな状況でも合理的配慮を提供しなければいけない、と思っていたのですが、学生本人が自分の障害や周りの状況を十分理解してから対話を進めることが大切ですね。そもそも合理的配慮とは何か、どのように求めたら良いか学生側に十分伝わっていないこともあるので、日頃から障害学生支援についての学生全体に周知しておくことも意思表示には必要ですね。



国立大学 Cさん

障害のある学生本人の意思表示プロセス



ファシリテーター

ファシリテーター：2つ目に「障害のある学生本人の意思表示プロセス」です。今回は、Aさんが自分から支援を「口頭で」求めることは難しく、保護者の方からの支援申出となっていたようです。Dさんがおっしゃるように、学生の意思を無視して、保護者の方と大学だけで話を進めることは、建設的対話ではありません。しかしながら、Cさんがおっしゃるように、アスペルガー症候群という障害により、合理的配慮の調整プロセスそのものが社会的障壁となる場合も少なくありません。このようにコミュニケーションに障害のある学生においては、より柔軟に意思表示の「方法」を考えることが重要です。例えば、対面口頭では緊張が高く話せない学生でも、パソコンでの筆記、メール、書字などでは意思を伝えられる場合もあります。今回の場合ですと、『口頭だと話しにくいことがあれば、パソコンや紙に書いてもいいし、メールでのやりとりでもいいから、Aさんの考えていることを教えてください』と伝えるだけでも、意思表示ができたかもしれません。

私立大学 Dさん：メールでのやりとりだと、保護者の方が代わりにメール文面を打っている可能性もあるのではないのでしょうか？うちの大学でも学生のアドレスなんだけど、明らかに保護者の方が入力したように見える文章で来ることがあって、議論になります。そうすると、本人の「意思」を確認していることになるのでしょうか。



私立大学 Dさん



ファシリテーター

ファシリテーター：たしかにそのような可能性はありますね。本人の「意思」をどのタイミングで確認するのも大事だと思います。合理的配慮の調整をする時には、学生本人や保護者では、具体的な支援内容をイメージすることが難しく、『どうにかしてほしい』という申出だけをいただくこともあります。そのため、『どうしたいですか？』というオープンな質問だと上手く答えられないこともあるので、『例えば、口頭で伝えにくいことをメールで伝えることを認めてもらったり、提出期限をリマインドしてもらうような配慮を受けた学生もいるけど、Aさんにとってあったら助かることはありますか？』など具体例を提示して、自己選択しやすいような会話の姿勢も重要です。支援内容をメールベースで調整をした場合も、最終的な「意

思」を確認する際には、希望する支援内容について学生本人が求めていることが客観的に分かる「方法」で行うことが大切です。教職員からの質問に対して、首を縦に振る（はい）、横に振る（いいえ）の簡単なジェスチャーで応答する場合もあるでしょう。対面が難しい場合には、自署・押印付きの申出資料を保護者の方の援助を受けながら、本人が提出することも考えられるかもしれません。

国立大学 C さん：なるほど。つい、口頭でやりとりをする意思表示を思い浮かべてしまうのですが、身体障害で発話が難しい学生にも同じような方法で意思を確認することがあるので、意思表示の方法を柔軟に考えることが大切だと思いました。ですが、保護者の方と本人で意見が食い違うことも結構あって……。どうしても子は親に勝てないというか……。



国立大学 C さん



ファシリテーター

ファシリテーター：保護者と学生の間にも関係性がありますから、その点も考慮して対話を進めることが大切です。確実に言えることは、保護者の方が合理的配慮を希望していても、本人が希望していないことが明らかであれば、その時点で合理的配慮の提供をすることはないという考え方が基本です。

障害者差別解消法の基本方針は、「障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。〔改行〕なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい」と記しています。このように、建設的対話を開始する契機は、大学側が障害学生が困っているという状況を明白に分かっている場合となりますが、このような対話の契機も、その後の対話の過程も、本人中心となること、本人の意向を支援したものとなる必要があります。二次まとめにおいても、『障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い』が建設的対話とされています。ご本人が支援や配慮を希望しない理由には、「配慮を受けず、自分 1 人で頑張りたけれど、親の前では言いづらい」という場合もあれば、「何をどうしたらいいかイメージができない」場合などがあるかと思います。前者の理由であるなら、保護者の方の意向に沿って合理的配慮を提供することは、本人の意思を尊重していないことになるかもしれません。家族関係にとらわれず、本人の意思が確認できるように、教職員と学生が 1 対 1 で意思確認を行えるような機会の設定が必要かもしれません。後者の場合には、意思表示の前段階となる学生自身の障害や環境側の社会的障壁についての理解が不足しているかもしれませんので、学校側から学生に対して情報提供など働きかけることが望ましいでしょう。

私立大学 D さん：たしかに支援内容を学生が 1 人で考えることは難しい場合が多いですね。支援内容を自分で考えて伝えることが「意思表示」ではなく、支援内容は関係者も含めて一緒に考えた上で、その都度、客観的な方法で本人の「意思」を確認することが重要だと思いました。どうしても大学だと画一



私立大学 D さん

的なルールを作りたがる感じがあるので、個々の学生の障害に応じて、保護者等の意見も参考にしながら、本人との対話を進めていくことが大切です。



ファシリテーター

ファシリテーター：初等中等教育から高等教育に移行する際には、障害のある方の意思表示プロセスが保護者主体から本人主体に変わってきます。その急激な変化に学生本人はもとより、保護者自身もついていくことが難しいこともあります。大学の教職員は、大学における合理的配慮で重要となる「本人の意思表示」について、保護者の方にもその必要性を改めて理解していただく働きかけが大切です。そのためには、日頃からウェブサイトなどで相談窓口の役割や合理的配慮の例を示すなど

相談へのアクセシビリティを向上するような取り組みが有効です。そして、「本人の口頭による意思表示がなければ一切受け付けない」という一方向の対応ではなく、本人の障害を考慮した意思表示の方法を用いて、不断の建設的対話に努めることが必要です。学生の意思表示を支援することは、大学教職員にとって対応の負担を増すように見えるため消極的になる場合もありますが、長期的に見れば、学生が大学生活をより良く過ごし、社会につながるための大切な教育機会にもなるでしょう。

参考情報

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

第 16 回 教材、授業、試験等における情報保障



ファシリテーター

第 16 回は、授業への参加に伴う情報保障支援について、支援を提供する過程で直面する課題やその解消のためのプロセスや考え方について扱います。どのような体制で支援を提供すれば良いか、支援方法の決定から評価、見直しのプロセスまで含め、ワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ◆ 情報保障支援の内容の決定方法
- ◆ AT（支援機器）の活用と留意点
- ◆ フォローアップ（支援方法の評価と見直し、改善）の必要性

参加者紹介



国立大学
支援担当教員 A さん



私立大学
支援室職員 B さん



私立大学
担任教員 C さん

情報保障支援の内容の決定方法



ファシリテーター／障害学生への情報保障支援については、基本的なノウハウやさまざまな実践事例の情報が提供され、初めての大学でも取り組みやすい環境になりつつあります。そのような中、支援の現場にはどのような課題があるのでしょうか。私立大学教員 C さんから今の悩みを話していただきます。

C さん／数年ぶりに聴覚障害学生が入学しました。学部内では、過去に受け入れたことのある別の学生と同じように補聴システムを利用できると考えていたのですが、入学直前の面談で、「授業にはパソコンノートテイクをつけてほしい」「ふだんのコミュニケーション手段は手話」「補聴システムは使うこともあるがあまり効果はない」と言われ慌てて対応することになりました。急いで調べたところ、ノートテイク支援には予算も養成も必要とわかり、4 月からの授業には間に合わないため、学生には後期以降に実施できるよう努力すると伝えて理解してもらいました。授業中は前方の座席を確保し、個別の質問には対応するよう各教員に周知するという体制で前期が始まったのですが、6 月の面談で学生に様子を聞くと、「前の席に座っても、先生の話はほとんどわからない。」と言われてしまいました。授業後の質問も、一度もしていないようです。



後期に向けて、ノートテイクの講座が開けるよう予算は確保できましたが、前期の残りの授業はこのままで大丈夫なのか、単位が取れるのか心配です。



ファシリテーター／過去の受入経験に関わらず、同じ障害種であっても一人ひとり障害の状況や必要な支援は異なるということを踏まえて、最初の段階で丁寧にニーズを聞き取る体制が必要でしたね。

それにしても、学生さんは当初パソコンノートテイクを要望していたのに、なぜ座席の配慮や教員への理解周知のみで納得したのでしょうか。

Cさん／高校の時も前列の席に座っていたということなので、最低限同じ配慮を、ということになったのです。本人も、教科書やスライドを使う授業もあるので何とかかなと思ったようなのですが…。



Bさん／高校段階と大学の授業とでは事情が変わることが多いですね。でも学生本人も、最初はそのことに気づきにくいのかもかもしれません。私の大学では補聴システムを利用してきた学生が入学しましたが、大学では途中で質疑が入ったりグループで話し合ったり、授業スタイルが多様で情報量も多くなります。聞き取るだけで疲れてしまうと訴えてきたので、パソコンノートテイクをつけることにしました。

Cさん／なるほど。学期の途中であっても実態に合わせて支援の内容を見直すことがあるのですね。本学も後期の講座を待たずに、とにかく支援者をつけたほうがいいのでしょうか。

でも私の授業に関しては小テストの成績もよく、単位は問題なく取れそうなのですが…。



ファシリテーター／支援がニーズに合っているかどうかは、成績の良し悪しとは分けて考える必要があります。無事に単位を取れたとしても、授業中に限られた情報しか入らず、内容を推測することばかりに注意を注いでいたとしたら、授業に参加する機会を保障したとは言えないのではないのでしょうか。

Aさん／Cさんの大学の学生さんも、授業によってニーズが異なる可能性がありますね。前期中はパソコンノートテイクが難しいとしても、今からでも導入できる方法はないか、一つひとつの授業について考えてみてはどうでしょう。



Cさん／ただ、全面的な情報保障支援が必要な学生の受入れは初めてで、今は十分な予算の用意がありません。もし、手話通訳が必要だとか、とても対応できないような方法を希望されてしまったらどうしたらいいのでしょうか。



ファシリテーター／大学が今、提供できる範囲だけで支援方法の選択肢を用意しようとするならば、本当に必要な支援は何かを検討することが難しくなります。まずは、学生の悩みや要望を引き出して、最善の方法がすぐ提供できないのであれば、代替案を一緒に考える。それが建設的な対話の進め方です。学内の人員だけで判断できない場合は、学内の他機関から助言を受けるのもよい方法です。

Bさん／手話通訳の手配がすぐに難しいのはわかりますが、学生さんが手話を使う方だということに、やはり向き合うべきなのではと思いました。本学も、補聴援助だけで解決できないだろうかと大学側の事情で進めてしまい、対応が遅れたことは今もとても反省しています。いずれ必要になった時のために、地域の機関に相談だけはしておくなど、今からできることがあるかもしれません。



Cさん／ありがとうございます。今すぐできる対応と、長期的な対応とに整理していくということですね。そういえば、ペアワークの時にTAの大学院生が気を利かせて筆談で補助してくれたことがあり、よくわかったと言っていました。そうしたサポートなら、学科の裁量で今からでもできるかもしれません。学生や学科長と相談してみます。

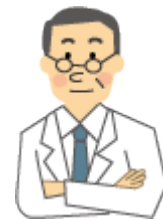
AT（支援機器）の活用と留意点



ファシリテーター／これまで多くの障害学生を受け入れ、情報保障支援も安定して提供してきた国立大学の支援担当教員Aさんも、今抱えている課題があるということです。



Aさん／次は本学の悩みです。これまでには要望のあった授業にはすべて、パソコンノートテイクや手書きノートテイクを派遣できるよう調整してきましたが、最近は支援者が不足してしまい、派遣できない授業は音声認識を利用した字幕提示を導入することにしました。ですが同じ機器を使っても授業によって思うように正確な字幕が出ず、情報が得られないから修正者をつけてほしいと学生から不満の声が上がってしまいました。結局人手不足の解消につながられていません。支援技術が進歩したとはいえ、まだ実用は難しいのでしょうか。



Bさん／私の大学でも、支援担当できる人材がない専門科目の授業で、試しに音声認識を使ってみたのですが、順調に使えていますよ。ディスカッションもリアルタイムで文字化されますし、誤字が出てても学生同士、自分たちで言い直したり訂正したりしているようです。

フォローアップ（支援方法の評価と見直し、改善）の必要性



ファシリテーター／人手や予算の不足を補うために支援技術を活用しようという事例をよく聞くようになりましたが、Aさんの大学、Bさんの大学で状況がだいぶ違うのはなぜなのでしょう。

Cさん／Bさんの大学では、ディスカッションで学生同士が修正できるほど、理解が広がっているのですね。



Bさん／少人数のゼミのような授業でもあるので、聴覚障害学生からマイクの使い方を説明したり、全員が字幕を見られるようにして確認しながら進めるルールを作ったりして、やっているようです。授業の内容が難しくても、運用方法がうまくいっているということでしょうか。



ファシリテーター／発言者自身が修正役も担うということですよ。やはり情報保障の質を担保するためには、人手による体制が欠かせないということです。たとえ字幕の誤りが1%であったとしても、どこがどう誤って学生に伝わったのか、誰も責任を持っていないのは、大学の責任による支援の提供とは言えません。Bさんの大学の例では、さらにディスカッションの臨場感を共有できるという音声認識の良さも享受できている、好事例と言えると思います。

Aさんの大学でも、音声入力がうまくいっているかなど、改めて見直してみるとよいかもしれません。これまでノートテイクをしていなかった新たな学生層を修正者として募集、養成し修正者をつけて提供できるめどが立てば、人材不足の行き詰まりも解決しますし、支援方法の選択肢も増えて、障害学生にとっても、支援の運営にとっても、プラスの方向に向いていける可能性がありますね。

Cさん／予算のある大学は、支援の手段をどんどん増やせる可能性があつてうらやましいです。

以前、本学と同じような小規模な私大に相談した時に聞いた事例ですが、すべての授業に手話通訳を希望する学生がいて、費用がかさんでとても大学から提供できないので、学生が自分で依頼し同行するならよしとした、という話を聞きました。さすがにそのような対応はどうかと思いましたが、事情の似た大学の者としては他人事とは思いませんでした。



Bさん／でもそれでは、学生の経済的な事情や人脈などによって支援の質や量が左右されてしまいます。大学の授業における合理的配慮は、大学の責任で提供するものです。にもかかわらずその費用拠出やコーディネートに関与しないと公言するのは、結局合理的配慮の不提供にあたるのではないのでしょうか。

Aさん／国立大学の場合、障害学生支援に関わる予算補助は一般運営費交付金の中に位置づけられています。実績に応じて配分されますが、一般の経費ということはつまり、大学の責任において恒常的に予算を確保し実施していくものという考え方の表れです。私立大学の場合も私立大学等経常費補助金の一般補助の中に組み込まれているので、考え方は同じでしょう。



いかがでしたでしょうか。学術分野での手話通訳支援以外にも、専門的な内容の教科書の点訳にコストがかかりすぎてしまうと、また通信教育課程のある大学では、スクリーニングや遠隔教材において障害学生への合理的配慮を実現する体制整備に難航しているケースもある、など多様な課題が挙がっているようです。これらは、一大学が抱えこみ、独自に解決を図れるような問題ではなく、わが国の障害学生支援全体の課題と言えるでしょう。当然、学生個人に解決をゆだねるようなことではありません。点訳については、教材を蓄積して複数の機関で共有する取り組みも始まりつつあるようです。今回のワークショップのように、それぞれの大学が直面する困難を共有して、連携しながら少しずつ長期的な問題解決に取り組むことが必要です。

参考情報

合理的配慮ハンドブック「障害のある学生を教えるときに必要なこと」

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/03.html#ryuujikou

平成 28 年度・平成 29 年度合同ヒアリング報告

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2018/08/06/report2016_2017.pdf

トピック別聴覚障害学生支援ガイド PEPNet-Japan TipSheet 集（改訂版）

「第 3 章 情報保障支援について理解する」

<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=353&tmid=74>

国立大学法人等の施設整備（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm

私立大学等経常費補助金

https://www.shigaku.go.jp/s_haibunkijun.htm

障害学生支援の財源について（PEPNet-Japan TipSheet 25）

<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=328&tmid=74>

第 17 回 メンタルヘルスと合理的配慮



講師

大学等において障害のある学生の合理的配慮を検討・実施する際、メンタルヘルスとの関係性やバランスを意識する必要があるケースがあるでしょう。ただし、このようなケースの課題解決にあたっては、メンタルヘルス及び合理的配慮の双方への適切な理解が不可欠であるため、担当者個人又は担当部署のみで解決することは難しい場合があります。また、メンタルヘルスといっても、大学等においてその言葉が指す意味は小さくありません。さらに、合理的配慮についても個人の状況や環境的要因によって、その判断や実施内容には様々な選択肢があるでしょう。このような状況から、本テーマについて画一的な理解やノウハウを示すことは難しいため、今回はこのようなケースに対する考え方を整理するというコラムにしたいと思います。

検討課題

- ・合理的配慮とメンタルヘルスの関係性
- ・学内の支援部門、学外機関との連携

参加者紹介



質問者 A さん
国立の総合大学
支援部署有り（3年未満）



質問者 B さん
私立の中規模大学
支援部署有り



質問者 C さん
私立の小規模大学
支援部署無し



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

精神障害のある学生の合理的配慮をどのように考えれば良いか



質問者 A さん
国立の総合大学
支援部署有り（3年未満）

A さん：支援部署を設置して数年経ちましたが、この間でメンタルヘルスにも関連するようなケースが増えてきていて、どのように対応すれば良いか困っています。具体的には、教員から「学生が何らかの精神的な不調をかかえていて、授業に出てこない、又は研究室に出てこないで、何か配慮をしたほうが良いのではないか」というような質問が目立っています。

Bさん：私の大学でも同じようなケースがあります。もちろん、精神障害のある学生に対しても合理的配慮が必要であることは理解しているのですが、実際にはそのような学生が本当に合理的配慮の対象になるのかどうか分からないところもあります。



質問者 Bさん
私立の中規模大学
支援部署有り



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

講師：おっしゃるとおり、精神障害のある学生でも合理的配慮の対象になる場合はあると思いますし、私の大学でも実際にそのようなケースが複数あります。このようなケースに対応する場合は、もちろんメンタルヘルスに関する知識なども必要なのですが、今一度、合理的配慮とは何かということ整理しておくことが必要になるように思います。合理的配慮とは、個人のもつ特性といえる心身等の機能上の障害への配慮というより、社会的な障壁、つまり大学等であれば、教育・研究上の環境的な要因も関係して生じている障害の除去・軽減のアプローチであるといえます。また、このようなアプローチについては、学生の意思表示やその根拠を確認しながら進めていくということも手続き上の前提となるでしょう。



質問者 Aさん
国立の総合大学
支援部署有り（3年未満）

Aさん：そうすると、私が質問したような「教員からのニーズ」は相談の対象にならないということでしょうか？

講師：学生からの意思の表明があるというのが一番スムーズだと思いますが、ケースによってはそのプロセスが発点にならないということもあるかと思います。大学組織や教職員としては、学生に対して意思表示の働きかけをすることも重要になりますので、専門部署としては「教員からのニーズ」から「どのように学生に働きかけていくのか」ということを相談の対象にする必要があるでしょう。



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）



質問者 Bさん
私立の中規模大学
支援部署有り

Bさん：それでは、学生の意思表示が確認できたとして、根拠資料がない場合、つまり不調の原因がよくわからない場合などは、どのように合理的配慮を考えれば良いのでしょうか？

講師：ケースによってアプローチが異なると思いますが、いずれにしても、その学生が不調であるという状況について、然るべき対応をすることが前提になるのではないかと思います。どのような担当者が専門部署にいるのか、また、専門部署にどのような機能があるのかによって異なると思いますが、やはり何の手がかりもない状況や学生



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

本人も自分の状況をしっかりと自覚できていないというような状況である場合は、医療機関等での相談が必要になるかと思えます。その上で、学生本人の状況について一定の手がかりができるでしょうし、その情報と学生の周囲の環境的な要因を考えながら合理的配慮を検討することになるかと思えます。学内に保健管理部署があり、その部署に医師等が配置されている場合などは、重要な連携先になると思えます。



質問者 Cさん
私立の小規模大学
支援部署無し

Cさん：私の大学は小規模で、保健室はありますが医師はいません。このような場合は、やはり学外の医療機関と連携するということになるのでしょうか？

講師：これもケースによって異なる部分があると思いますが、必ずしも医師だけが連携相手ではないと思います。学生の状況によっては、看護師や保健師、また、その他にも心理カウンセラー等が連携相手になる場合があると思えます。いずれにしても、画一的な方法を考えるのは難しいと思えますので、学生とも相談しながら進めていくことが大切になるでしょう。ただし、学生の状況によっては、抱えている不調によるリスクや治療可能性について想定しておく必要があると思えます。この点のバランスが難しいところですね。



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）



質問者 Aさん
国立の総合大学
支援部署有り（3年未満）

Aさん：実際にそういう意見もあります。精神的な不調がある場合、合理的配慮以前にまずはその学生の治療を優先すべきではないかという意見です。

Bさん：私の大学でも同じような意見があります。私自身も学生のためを思って、どのように考えればよいか迷う部分でもあります。もちろん合理的配慮は前向きに検討したいのですが、それ自体が学生に無理をさせてしまうようなことにならないか心配です。



質問者 Bさん
私立の中規模大学
支援部署有り



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

講師：この点については、こうすれば良いという言い方は難しいですね。ただ、やはり難しいケースであればあるほど、合理的配慮は何かということや、そのことを通じて学生と繰り返し対話し、学生の意向を尊重しながら、さらに必要に応じて連携相手とも相談して、方針を検討していくことが必要だと思います。ケースによっては、合理的配慮より優先すべき事があるかもしれませんが、それも学生との対話で方針を考えていくことが重要だと思います。

精神障害のある学生に合理的配慮を構築しているが、精神的な不調により、そもそも出席がままならないケースへの対応



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

講師：合理的配慮による権利保障とメンタルヘルスにおける治療等の可能性については、その考え方や対応のバランスが課題になると思います。一方で、大学として何をどこまですべきかという点についても、対応に迷うケースがあると思いますが、いかがでしょうか？

Bさん：確かに難しいです。私の大学で双極性障害の学生を支援しているのですが、なかなかうまく対応できていないと思います。具体的には、本人の精神的な波を理解してもらうことを担当教員に依頼しているというケースなのですが、そもそも学生が全然大学に出てくることが出来ないので、担当教員から具体的にはどうすれば良いかとたずねられています。



質問者 Bさん
私立の中規模大学
支援部署有り



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

講師：環境的な要因も関連して、学生本人の不調が誘発されているとすれば、それについては合理的配慮によって出来る限り改善することが望ましいと思います。もちろん、授業等の本質に関連する場合は、それを変更することは難しいかもしれませんが、本質に到達するための方法を合理的配慮によって変更・調整していくことは必要です。一方で、欠席についてどこまで配慮すべきかということも、よく課題になることかと思います。通学課程の場合、大学で授業に出るといことが前提になっているわけで、通学や出席そのものが難しいという場合にどのように対応出来るかということが課題になりやすいですね。ただし、一定の根拠が確認できて、さらに本質を損なわない代替措置などが検討できるとすれば、そのような合理的配慮を提供することに対して消極的になってはいけないと思います。

Cさん：私の大学でも同じようなケースがあって、学生本人としては出席の配慮をしてほしいと言っているのですが、何回まで休んで良いのかということの判断が難しいです。そもそも、大学全体のルールとして欠席は3回までとなっているので、合理的配慮によってその回数を増やすことができるのかということもよくわかりません。



質問者 Cさん
私立の小規模大学
支援部署無し



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）

講師：このケースに限らず、合理的配慮を実施する上で、そもそも大学が慣例として課しているルールそのものの本質を再検討するという段階が生じるかもしれません。仮に慣例として出欠の要件があるとすれば、それは教育上の本質

とも齟齬が生じている可能性もあるわけなので、まずはその点について確認が必要になるでしょう。また、仮にその慣例に本質要件を満たすための妥当性があるとするれば、それはルールとして問題ないと思いますが、ただこのようなニーズのある学生が合理的配慮の提供対象にならないということではありません。学生とも対話しながら、出席に関わる合理的配慮や教育上妥当で且つ学生の意向も尊重できるような代替措置について相談していくことも大切です。



質問者 A さん
国立の総合大学
支援部署有り（3年未満）

A さん：理念と方法については理解できましたが、例えば、そのような措置をすることが学生が履修する全ての科目で必要となった場合は、対応のコストは小さくありません。この場合、過重な負担と考えられてしまう可能性はないでしょうか？

講師：もちろん、妥当な判断やプロセスに基づいた上で、過重な負担になるのではないかという意見があるのであれば、やはりその

ことも含めて対話していく必要があると思いますが、現時点においては、まだ十分に理解やノウハウが積み重なっているとはいえない状況だと思っています。私の大学でも色々なケースがありますが、現時点においては、やはり個々のケースに対して丁寧に関わっていくしかないという印象も持っています。いずれにしても、画一的な対応にならないようにということは心がける必要があるのではないのでしょうか。



講師
国立の総合大学
支援部署有り（5年以上）



講師

今回のコラムでは、メンタルヘルスと合理的配慮というテーマに対して、課題として生じやすい話題を取り上げて、その論点を整理する機会としました。ただ、最初にも述べたとおり、今回のテーマは学生個人の状態や環境要因など、ケースごとに大きく判断や対応が分かれることになるでしょう。また、障害学生支援という言葉が各大学等においてどのような意味をもつのかという観点にも関わってくる部分があります。具体的にいえば、障害学生支援＝合理的配慮なのか、障害学生支援が合理的配慮以外の相談・支援をどの程度含むのかという観点です。この点については、現時点で何かルールがあるわけではないので、各大学等において検討することが求められる部分になると思います。そういう意味においては、「メンタルヘルスと合理的配慮との関係をどのように考えるのか」にとどまらず、「障害学生支援においてメンタルヘルスの課題が生じたことをきっかけに、合理的配慮のシステムや機能を再検討する」ということが必要になるのではないのでしょうか。

参考情報

- 日本学生支援機構_合理的配慮ハンドブック_精神障害
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/08/02.html
- 高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）_相談事業 Q&A
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/consultation-3>

第 18 回 事前的改善措置



ファシリテーター

事前的改善措置とは、施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援、情報アクセシビリティの向上など、合理的配慮を提供するための環境の整備のことです。障害者差別解消法は第五条で「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」としています。

第 18 回は、この事前的改善措置において、障害学生支援部署が果たすべき役割を、ワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ◆ 教職員の理解啓発
- ◆ 防災・災害対策
- ◆ ユニバーサルデザイン

参加者紹介



国立大学
A さん



公立大学
B さん



私立大学
C さん

教職員の理解啓発



ファシリテーター

ファシリテーター：障害学生に合理的配慮を提供するためには、その学生に関わる教職員の理解はとても重要です。しかし、すべての大学等の教職員が、障害者差別解消法についてよく理解しているとは言えないのが、現状ではないでしょうか。みなさんの学校ではいかがですか。

B さん：うちの大学では、新任教職員研修をはじめとして、毎年 FD・SD を実施していますが、自由参加の研修にはなかなか人が集まらなくて困っています。参加してくれるのは、ある程度関心のある方ばかりなので、本当に来てほしい人は来てくれないんですね。それに、うちは専門部署ではないので、同じ部署の中にもあまり理解がない職員がいたりするという、お恥ずかしい状況です。



公立大学
B さん



私立大学
Cさん

Cさん：うちの大学でも同じような状況です。FDやSDは分野によって枠が決まっていて、うちの部署は、年1回しか枠がないので、この限られた枠の中でやろうとすると、どうしても概論的になってしまうので、なかなか理解を深めるところまでいかないのが悩みのタネです。

Aさん：全学的な規模でやる研修はどうしても概論的になってしまうよね。非常勤の先生方とかになると、ほとんど不参加だし。ただ、差別解消法ができてからは、合理的配慮の提供は義務だという認識は広まってきているので、むしろ、個別に質問が来るが増えてきました。そこで、うちでは、障害学生が在籍する学部や学科に対して、どのように対応すべきかのコンサルテーションをしますよというアナウンスをして、声がかかれれば出かけていって相談にのるという形をとっています。実際に目の前に障害学生がいるという状況の中で、より具体的な話ができるので、自然と関心も高くなるし、理解を深めることもできます。



国立大学
Aさん



ファシリテーター

ファシリテーター：同じ学校の中でも、理解度の格差が広がってしまっているという話はよく聞きます。具体的な課題についてのコンサルテーションというのは、良い方法かもしれませんね。教授会の中に時間を設けてもらうといった方法で理解啓発をしているという取組も聞いたことがあります。障害者差別解消法では、事業者、いわゆる私立の場合は、合理的配慮の提供は努力義務ですが、いずれ近いうちに法的義務になるとも言われています。こうした情報も含めて、まずは、合理的配慮の提供には全学的に取り組まなければならないということへの理解を図ることが必要ですね。

防災・災害対策



ファシリテーター

ファシリテーター：次のテーマは、防災、災害対策です。障害学生の中には、災害時に自ら避難できない、あるいは災害に関する情報が入手できない人も少なくありません。そこで、障害学生支援部署としては、障害学生に特化した防災、災害対策マニュアルを作成したり、避難訓練を実施したりということも、事前的改善措置として取り組む必要があります。皆さんの学校では、避難訓練などはどうしていますか。

Aさん：うちの大学では、今年初めて、障害学生の特性に配慮した避難訓練を実施しました。学内の防災対策担当部署と協力して企画したもので、教職員やピア・サポーターの学生が参加しました。地域の消防署の指導のもと、毛布などの身近な道具を使った搬送方法や、道具を使わない搬送方法を学んだ後、実際にそうした方法を使った避難訓練も行ないました。



国立大学
Aさん



公立大学
Bさん

Bさん：うちの大学は、数年前の地震で、大きな被害こそありませんでしたが全く準備がない状態で、障害学生の身近にいた学生や教職員のそれぞれの機転でなんとか避難させたという経験があります。そこで地震後に、障害学生と一緒にいた学生、教職員に体験レポートを出してもらって、防災マニュアルを作るという取組を行ないました。ただ、全学的な避難訓練も行っていない学校なので、マニュアルは作ったものの、これをどう活かしていけばいいのかが課題となっています。

Cさん：うちの大学では、学校にいるときはまだ対応できるけれど、県外から来て一人暮らしをしている学生などが、自宅で被災したらどうなるんだという話が出ています。それは大学の支援の範囲を超えるだろうと言う人もいますが、実際には、住民票を実家に残しているため、自治体の障害者関係の緊急対応名簿には載っていない学生がいるんですよ。



私立大学
Cさん



ファシリテーター

ファシリテーター：そうですね。マニュアルがあっても、災害時にそれを知っている人がそばにいるとは限りません。災害が起きてから読んでいては間に合いません。また、搬送や誘導についてマニュアル化しても、実際には、障害学生それぞれに必要な助けは違います。緊急時に、障害学生自身が、自分に必要な助けをいかに具体的に簡潔に求めることができるかも重要です。事前にそうしたことについて確認したり、障害学生も参加しての避難訓練を実施したりすることが必要なのですが、そうした取組を行なっている学校は少ないようです。これからの課題と言えますね。

ユニバーサルデザイン



ファシリテーター

ファシリテーター：環境の整備という意味では、大学の施設や設備、あるいは教材等についても、障害学生にとってのアクセシビリティを考えることは重要です。施設・設備の整備などは、障害学生だけでなく、すべての学生、教職員に関わることで、障害のある人も含め、あらゆる人にとって利用しやすいユニバーサルデザインという考え方が、近年では特に重要視されています。みなさんの学校では、ユニバー

サルデザイン化について、何か取組がありますか。

Cさん：うちの大学では、今 UD フォントの導入が検討されています。はじめは、附属の小・中学校のインクルーシブ教育の中で、識字障害のある子にも読みやすいということで使われていたのですが、最近は大学の授業でも投影資料やタブレットの使用が増えているので、大学全体でこのフォントを使用してはどうかという方向で話が進んでいます。



私立大学
Cさん



国立大学
Aさん

Aさん：それはいいですね。フォントの導入くらいなら、うちの大学でも予算が取れるかもしれない。校舎とかキャンパスの整備となると、すぐには話が進みません。うちなどは敷地自体が傾斜地にあって、古い校舎はバリアフリーにはほど遠いのが現状です。キャンパスも広いので、そのときにいる学生の移動範囲をフォローするので手一杯です。毎年、視覚障害学生のガイドヘルプをしている学生や、車椅子移動の介助をしている学生に集まってもらって、段差や溝など、キャンパス内で改修が必

要な場所を調べてもらって対応している状態です。

ファシリテーター：国立大学の場合は、施設設備補助金という仕組みがあって、障害学生への合理的配慮についても考慮された仕組みなので、一度調べてみるというでしょう。



ファシリテーター



公立大学
Bさん

Bさん：うちの大学は、新キャンパスに移転することになって、今、設計について検討の最中です。バリアフリー法や県のまちづくり条例にのっとったユニバーサルデザインになるという話なのですが、検討会に呼ばれて出席してみたら、それだけでは障害学生にとってアクセシビリティとは言えないところが結構あるんですね。せっかくの機会なので要望書を作って積極的に参加しようということになって、今、障害学生や支援学生向けに、施設や設備に関するアンケートを作っているところです。



ファシリテーター

いかがでしたでしょうか。大学等においても、継続的に障害学生を受け入れていくことを考慮した事前的改善措置を行なうことは、今後ますます重要になっていくでしょう。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」は次のように述べています。

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

参考情報

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

合理的配慮ハンドブック「教育におけるユニバーサルデザイン」

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/04.html

障害のある学生の災害時を考えるワークショップの実践（京都大学）

<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/244071>

第 19 回 学外機関との連携、社会資源の活用

障害学生への支援や合理的配慮の提供は大学等が実施すべきものではありませんが、現実問題としては、学内の資源で提供できるものは限られています。そのため、必要に応じて学外機関との連携や、社会資源を活用することが重要となります。今回のコラムでは、どのような場面でどのような連携、活用ができるかについて、ワークショップ形式で、具体事例を通して考えます。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題



- ・通学支援（公共交通機関の利用、通学路の安全確保）
- ・生活介助（自治体の福祉サービス、医療機関等との連携）
- ・点訳、手話通訳、要約筆記等の支援団体との連携

参加者紹介



国立大学 A さん



私立大学 B さん



私立大学 C さん

通学支援（公共交通機関の利用、通学路の安全確保）



ファシリテーター：では、まず通学支援について考えましょう。ある大学で、車椅子を利用している学生が、大学の最寄駅からキャンパスまでスクールバスを利用したいと申し出てきました。この大学では、バスの運行を委託しているバス会社の決まりで車椅子用のスロープの設置は運転手が行なわなくてはならないとされていたんですね。運転手がスロープを設置して車椅子の乗降を行なうには、バスを駐車しなければなりません。ところが、乗車場所になっている駅前ロータリーは、駐車禁止だったんです

ね。それを理由として、この大学は配慮を提供しませんでした。結局、この学生は、保護者が運転する自家用車で通学することにしたそうですが、この事例、ほかに対応方法はなかったでしょうか。

B さん：その学生がバスを利用する時間帯に、スロープ設置のための大学職員などの支援者がバスに同乗しておくことはできなかったのでしょうか。

C さん：毎日、その学生の履修に合わせて支援者を確保するのは、学校の規模によってはかなり難しいんじゃないかな。それに、スロープの設置者を運転手としているのは会社の規約だろうから、ほかの人間が設置してもいいのかという問題も



私立大学 B さん



私立大学 C さん

あるよね。

Aさん：バス停を移動させることはできなかつたんですかね。駅前ロータリーが駐車禁止でも、そこから少し離れたところで、駐車しておける場所を探すとか、警察署に相談してみたらよかつたんじゃないかな。



ファシリテーター

ファシリテーター：確かに、駅前ロータリーという公共の場所を利用する話なので、大学だけで解決しようとするのは難しいですね。Aさんがおっしゃるように、警察署に相談してみたら解決策が見つかるだろうと思います。例えば、この学生は車椅子利用者ということですから、おそらく身体障害者手帳を持っているでしょう。各警察署は、身体障害者等に対して「駐車禁止等除外標章」というものを交付していて、これを駐車中の車両の前面窓ガラスの見やすい箇所に提示しておけば、駐車禁止の除外対象になります。警察署に相談していたら、このケースがその対象になるかどうかも含めて、何らかの解決策が見つけれられたかもしれませんね。



国立大学 Aさん

Cさん：うちの大学ではないんですが、やはりスクールバスに関する話で、車椅子でのバスの乗降を介助してほしいという申し出があつたけれど、事故が起きた場合の責任がとれないから断つたという話を聞いたことがあります。これはどうなのでしょう。



ファシリテーター

ファシリテーター：合理的配慮の提供が義務となった以上、バスの乗降だけでなく、学内移動等、事故が起きる可能性のある場面はたくさんありますから、責任がとれないから配慮を提供しないとは言ってはいられないですね。配慮を提供せずに事故が起きたとしても、責任は追求されることになるでしょう。これは、平成元年、差別解消法ができる前ですが、中学校で同級生による車椅子介助によって起きた事故について、中学校を設置する自治体の損害賠償責任が認められた判例があります。腎臓機能障害で人工透析によって骨が弱っている生徒が、同級生の押した車椅子から転落して骨折したケースなのですが、判決によると、「中学校長は障害をもつ生徒を受け入れる場合、その病状等について小学校や両親、本人から事情を聴取するのみでなく必要に応じて医者からの診断書あるいは医者からの事情聴取をするべきであり、併せてこの生徒の取扱いについて助言を受ける方策を講じなかつたのであり、この点に過失がある」としています。このケースがそのまま障害学生支援にも当てはまるかどうかはわかりませんが、障害のある学生を受け入れる以上、大学等は、合理的配慮の提供において、個々の学生への支援の仕方を正しく把握しておかなければならないといえるでしょう。



私立大学 Cさん

生活介助（自治体の福祉サービス、医療機関等との連携）



ファシリテーター

ファシリテーター：では次に、生活介助について考えましょう。ある大学で、トイレ介助に関する支援の申し出があつたけれど、人的支援は難しいので、保護者にやらしてもらおうということで、大学は施設改修だけを行なつたという事例があります。みなさんの大学では、こうした申し出について、どう対応されていますか。

Aさん：うちの大学で、普段は自治体の福祉サービスを利用している学生なんですけど、夏休みに学外実習に行くことになって、夏休みは自治体サービスの対象外なので、大学で支援してもらえないかという申し出があった事例があります。このときは、夏休み期間でも大学が定めた資格取得のための実習なので支援してもらえないかと、学生本人から自治体に相談してもらって、サービスは受けられることになったんですが、月に何時間と決まっているので、実習全部はカバーできなかったんですね。そこで、足りない分については大学が負担することにして、委託契約をしている事業所からヘルパーを派遣してもらいました。



国立大学 Aさん



私立大学 Bさん

Bさん：なるほど、大学が全てをやるんじゃなくて、自治体のサービスも利用しながら、という方法があるんですね。

ファシリテーター：自治体のサービスには、障害の程度などを勘案して支給が決定される「障害福祉サービス」と、自治体の裁量で柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2種類があります。この「地域生活支援事業」を活用することで、



ファシリテーター

大学等だけではできない支援を学生が受けられるようになるケースも少なくありません。

自治体の相談支援専門員とうまく連携して、学生とこうしたサービスを結びつける支援を行なうことも、大学等の支援担当部署の重要な役割です。平成30年度から始まった「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」についても知っておいたほうがいいでしょう。また、地域との連携という意味では、医療機関との連携も重要です。学生の主治医から学生の障害の状況や対処方法を聴取することはもちろんですが、発達障害や精神障害のある学生への対応について相談できる医師やカウンセラーが学内だけでは確保できない場合には、地域の医療機関と連携して相談先を確保しておくことも必要でしょう。また、発作等の緊急時に受け入れてくれる医療機関も確保しておきたいですね。

点訳、手話通訳、要約筆記等の支援団体との連携



ファシリテーター

ファシリテーター：では、次に点訳、手話通訳、要約筆記などの情報保障について考えます。ノートテイクやパソコンテイクについては、支援学生を養成している学校も少なくないと思いますが、点訳や手話通訳については、苦労されている学校が多いとも聞きます。皆さんの大学ではいかがですか。

Cさん：うちの大学で、初めて全盲の学生が受験することになりまして、入試問題を点訳することになって点訳業者を探したんですが、費用の点でかなり難しく、どうするか、今ちょうど検討しているところです。

ファシリテーター：点訳業者もいろいろで、かなり高額を要求されるケースもあるようですね。入試問題や定期試験問題の点訳については、全国高等学校長協会がやっている入試点訳事業部というところがあります。実績もあり、多くの大学等がお願いしているので、こちらに相談してみると良いと思いますよ。



私立大学 Cさん



ファシリテーター

Bさん：うちでは、難聴の学生から、グループワークに手話通訳をつけてほしいという申し出があるのですが、ゼミのグループワークともなると、かなり専門用語も飛び交うものですから、普通の手話通訳者では対応できないことが多くて困っています。要約筆記についても、学年が上がるごとに難しくなっていて、院生ともなると学会参加のときの情報保障をどうするのが、課題になっています。



私立大学 Bさん



ファシリテーター

ファシリテーター：それは、多くの大学等で課題になっていることですね。要約筆記については、その学科を専攻した先輩学生や卒業生にお願いして、支援チームを作って対応しているといった話を聞きますが、それでもなかなか人数を揃えるのが難しいようです。地域には手話通訳や要約筆記を派遣している支援団体がありますから、そういうところとうまく連携して、支援者を確保できるようにしていくことが必要になりますね。支援団体に所属する手話通訳者に、事前に教材などを渡して勉強してもらい、専門用語に対応できる手話通訳者のネットワークを構築中という大学の話を聞いたことがあります。また、近年は、国際会議などにも対応できる、学術手話通訳を育てようという動きも出てきているようです。こうした流れに、大学等の側からも協力できることはありそうですし、人材育成と障害学生支援がうまくつながっていくといいですね。



ファシリテーター

いかがでしたでしょうか。今回は、学内だけでは担保できない支援について、学外機関や社会資源をどう活用していくかについて考えました。みなさんの地域にも様々な福祉サービスや支援団体があります。学生のニーズが、大学等が提供できる配慮、支援だけではカバーできないときに、こうした学外機関や社会資源と学生をつなぐ橋渡し役になること、あるいはコーディネーターになることも、障害学生支援部署に求められている役割のひとつです。本コラムが、地域のさまざまな機関やサービスについて調べたり、今後のための連携の取組のきっかけになれば幸いです。

参考情報

・平成 29 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書 2 国内調査（内閣府）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h2_02.html

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査-保育・教育-（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28houritsu/index-w.html>

・障害福祉サービスについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiushahukushi/service/naiyou.html

・地域生活支援事業について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/chiiki/gaiyo.html>

・全国高等学校長協会入試点訳事業部

<https://www.braille-exam.org/index.html>

・学術手話通訳に対応した専門支援者の養成

<https://fields.canpan.info/report/detail/23206>

第 20 回 障害のある留学生、障害のある学生の海外留学



講師
(国立の大規模大学)

海外から障害のある留学生を受け入れる場合、障害に対する配慮等に加えて、言語や文化の違いも相談・支援の方法や内容などに影響がある場合があるでしょう。また、大学等における障害学生支援の状況は国によっても異なるため、対象となる学生像も多様であり、画一的な方法論では対応が難しい場合もあります。また、学内に在籍する障害のある学生が海外留学する場合、留学先である海外の大学等との連携など、どのような準備や具体的な支援が可能になるのかについて、現状では課題は少なくないでしょう。今回のコラムでは、障害のある留学生への支援や障害のある学生の海外留学について、支援担当部署が果たすべき役割を考えるとともに、支援のスタンスや学内外の連携のあり方を考える機会にしたいと思います。

検討課題

- ◆ 障害のある留学生への支援
- ◆ 障害のある学生の海外留学

参加者紹介



国立の中規模大学
Aさん



私立の大規模大学
Bさん



私立の小規模大学
Cさん

障害のある留学生への支援



講師
(国立の大規模大学)

講師：大学等における障害のある学生への支援について、その必要性についての認識は随分広まってきたかと思います。このような中で留学生に関するトピックスも少しずつ聞かれるようになりましたね。

Aさん：本学では、数年前にはじめて障害のある留学生を受け入れることになりました。その時は、車椅子を利用している方で、基本的には大学生活のほとんどをご自身で対応可能な方だったのですが、課題になったのは住居のことでした。

留学生用の宿舎にはバリアフリー対応の部屋がなく、大学の近隣で下宿を探すことになったのですが、車椅子を利用していたことに加えて、学生、且つ留学生であるということで、なかなか下宿先が決まりませんでした。最終的には、大学生協や留学生部署、そして地域の不動産屋も一緒になって下宿先が決まったということがありました。



国立の中規模大学
Aさん



講師
(国立の大規模大学)

講師：なるほど。確かに下宿探しは簡単にはいかないこともあるでしょうね。本学でも同様のケースを経験したことがあります。留学生の場合、長期的に部屋を借りずに短期間で母国に帰ってしまう場合もあるので、その点でも下宿先を見つけにくいということがありますね。留学生に限ったことではありませんが、大学等の寮や宿舎にはバリアフリールームなども用意されていると良いですね。ちなみに、授業等では特に対応の必要はなかったのですか？

Aさん：そうですね。受講する授業の教室を変更したり、専用の昇降機を用意するということはありませんでしたが、この点については留学生だからという理由で困ることはありませんでした。同様のニーズがある日本人の学生と同じ対応で十分だったと思います。一方、留学生を対象としたイベントや行事のようなものでは少し対応が必要でしたが、このあたりは留学生部署や留学生のコミュニティをうまく活用していましたね。



国立の中規模大学
Aさん



私立の大規模大学
Bさん

Bさん：本学では、多くの留学生を受け入れています。これまでは障害のある留学生はいませんでした。ただ、今度、交換留学の協定校から「SLDの学生が留学したい」と言っている。対応は可能か。」という連絡がありました。実は本学では、日本人でもSLDの学生に対応した経験がなく、どのように対応すれば良いか悩んでいます。

講師：確かに日本の現状では、SLDの学生はそれほど多くないとされており、発達障害のなかではASDの割合が高いというのが現状です。ただ、欧米では必ずしも日本と同じではなく、SLDやADHDの割合のほうが高くなっています。これには様々な要因が考えられますが、まずはこの事実を知っておく必要があるでしょう。また、このような状況があるため、日本の多くの大学等においてはSLDの学生に対する支援について、まだ十分なノウハウが無いという状況だと思います。一方、欧米の大学ではSLDの学生に対しても支援が行われているので、留学生としてこのような学生が日本にやってくるというのも当然の流れだと思います。



講師
(国立の大規模大学)



私立の大規模大学
Bさん

Bさん：なるほど。確かに、その留学生の母校からは、ある意味で淡々と支援を求めてくるような連絡が届いており、根拠資料や具体的な支援の記録なども提供されました。言語や文化の違いだけでなく、障害学生支援の状況についても国によって違いがあるということですね。ただ、正直なところ、そのようなニーズに十分にこたえられるか不安もあります。

Cさん：本学には留学生対象の語学コースがありますが、このコースで聴覚障害のある留学生を受け入れたことがあります。確かに大変なこともありましたが、留学生自身が明確な支援のニーズをもっていたので、とにかく一つずつ一緒に課題解決をしていったという印象です。ただ、そうは言ってもネイティブの学生に対する情報保障支援は難しかったですね。最終的には、大学全体で語学が堪能な日本人の学生を探してサポーターになってもらいました。



私立の小規模大学
Cさん



講師
(国立の大規模大学)

講師：支援に関しても文化的な違いはあると思いますが、大学等において合理的配慮を提供するというスタンス・責任には違いはないと思います。言語的なハードルもあるかと思いますが、留学生部署などとも連携して、留学生や授業担当教員など対話を繰り返していく。このような対話をきっかけに可能な範囲から支援を進めていくということが大切だと思います。

Aさん：やはり、留学生であっても合理的配慮を提供する対象になるということなのですね。



講師
(国立の大規模大学)

講師：はい、そうなると思います。短期間なのか長期間なのか、又は私費留学なのか国費留学なのかなど、様々な状況があると思いますが、その教育機関が主体的に（責任の範囲で）留学生を受け入れている場合は、障害のある留学生への合理的配慮の提供はその機関の役割になると思います。ただ、周辺的な課題については、どの程度大学等で対応できるか調整が必要になることがあるでしょう。例えば、投薬等の治療で医療機関の受診

が必要になるような場合やメンタルヘルスの課題があるような場合は、母国で受けている治療やケアが日本でそのまま受けられるとは限りません。このようなニーズがある場合は、事前に十分連絡をとる必要があると思いますが、障害学生支援の部署では言語的・文化的な要素への配慮が行き届かない場合もあると思います。場合によっては、留学に関する部署や受入学部等とも連携して、受入体制を整えていくことが必要になるでしょう。



国立の中規模大学
Aさん

障害のある学生の海外留学



私立の大規模大学
Bさん

Bさん：私の大学では、障害のある学生の海外留学が課題になることがありました。車椅子を利用している学生が留学する場合は、比較的スムーズに話が進んだのですが、メンタルヘルスの課題がある学生の留学にあたっては、学生の所属学部とも少し調整が必要でした。学部としては、メンタルヘルス上のリスクがあり、受け入れ先の大学との関係性を気にされていたという例です。

Cさん：本学でも同じようなケースがありました。その時は、大学から30名くらいの学生と一緒に短期間の語学留学プログラムに行くことになっていたのですが、対人関係上の課題を抱えている学生がいました。最終的には本人や主治医とも相談して、休養の取り方に気をつけたり、本来複数人で寝泊まりする予定だったのを一人部屋にするなどの工夫をして、プログラムに参加したということがありましたね。



私立の小規模大学
Cさん

講師：もちろん、教育機関として学生の安全面を考えるとというのは当然のことではありますが、あまりにそれが過剰になってしまうと、障害のある学生の留学に制限がかかってしまうということ

があるかもしれませんが、それは避けられないですね。当然ながら、本人とも十分対話して、事前に可能な準備、そして現地での対策などを検討していく必要があると思います。そして、必要に応じて留学先の教育機関等とも連携を図ることが大切です。

Aさん：そのように連携を図ろうとしても、留学先の大学等から断られてしまうということは無いのでしょうか。

講師：状況によっては、そういう展開もあり得るかもしれません。ただ、その時にはこちら側からも丁寧に学生のニーズや支援の考え方、そして具体的な対応策を伝えて、先方の大学等にも理解してもらえるように促す必要があると思います。あくまで、他の学生と同じ権利を障害のある学生にも保障するために、大学等としては必要な対応を講じていくことが大切だと思います。



講師
(国立の大規模大学)

Aさん：具体的にはどのような準備があると良いのでしょうか。

講師：海外への留学については、多くの学生がそうであるように言語や文化などを理解するための事前準備は必要になると思います。そして、それに加えて必要な支援についても十分に整理しておくことが大切になるでしょう。これは特に留学の準備に限ったことではなく、日々の支援について適切な考え方や具体的な方法を用いて対応する、そして、そのような状況を丁寧に記録しておくということが一番だと思います。



国立の中規模大学
Aさん



国立の中規模大学
Aさん



私立の大規模大学
Bさん

Bさん：私の大学では、留学というのが一つのアピールポイントでもあります。また、留学生が多いということも大学としての価値だと思っています。大学としての強みが、障害の有無によって制約されてしまわないように連携体制や具体的な支援を検討したいと思います。

いかがでしたでしょうか。障害のある留学生の受入と障害のある学生が海外留学する場合には、支援部署として関わり方の違いは生じると思いますが、根本的な考え方が変わるわけではないと思います。ただ、当然ながら文化的な違いや社会状況の違いが前提となるため、必ずしもこちら側の価値観や考え方だけで対応することは避けるべきでしょう。例えば、日本の現状ではあまり生じていない



講師
(国立の大規模大学)

ニーズであったとしても、それが支援を提供できないという理由にはなりません。合理的配慮の考え方や判断の構成要素をふまえて、個別具体的な対応が必要になるでしょう。言語の壁がある場合もあり、このようなやりとりが難しい場合もあると思いますが、やはり早い段階から丁寧な対話を繰り返すということに尽きると思います。一方で、このような理解や意識を学内で共有できるように、研修等を通じて伝

えていくことも重要です。また、留学関係の部署や学部等との連携もより重要な基盤になると思います。具体的なケースが生じなければ検討が難しいということがあるかもしれませんが、事前に部署間の連携についても考え方を整理しておくことで対応がスムーズになるでしょう。

参考情報

全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）

<https://ahead-japan.org>

→AHEAD JAPAN の全国大会では、第 4 回大会（2018 年）及び第 5 回大会（2019 年）の分科会プログラムにおいて、障害のある留学生の受入や障害学生の海外留学を取り上げています。

紛争の防止・解決等のための基礎知識

(1) 大学等における基本的な考え方

1. 対象となる「障害のある学生」とは

【学生とは】

我が国における大学等に入学を希望する者及び在籍する学生。学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含まれます（「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（以下、「第一次まとめ」、「第二次まとめ」））。

【障害のある学生（以下、障害学生）とは】

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（「第一次まとめ」、「第二次まとめ」）。ここでいう障害は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を意味します。「その他の心身の機能の障害」には難病に起因する障害などが含まれます。また、「継続的に」には、断続的に又は周期的に相当な制限を受ける状態にあるものも含まれます（平成 24 年版『障害者白書』）。

【社会モデル】

障害学生の定義は、障害学生が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。社会的障壁を除去するための手段のひとつが合理的配慮の提供です（平成 24 年版『障害者白書』、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」、「第二次まとめ」）。

【障害学生以外の障害者】

「第二次まとめ」は次のように記しています。「障害者差別解消法等において、大学等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、例えば、障害学生以外の、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、病院等の附属施設への訪問者等も含まれ、本検討会の対象範囲よりも広がっている。このため、実際には本まとめの内容よりも広い範囲での対応が求められることに十分留意することが必要である。」

2. 対象となる学生の活動の範囲

【教育に関する事項】

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業 授業、課外授業、学校行事への参加等

【学生の活動や生活面に関する事項】

通学、学内介助（食事、トイレ等）等

3. 不当な差別的取扱いとは

【不当な差別的取扱い】

障害のある学生（以下、障害学生）に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

- ・財・サービスや各種機会の提供を拒否する、
- ・財・サービスや各種機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限する、又は
- ・障害のない学生に対しては付さない条件を付ける

（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」）、「第二次まとめ」）

【不当な差別的取扱いが禁止される場面】

不当な差別的取扱いは、入学前相談、入試、授業・ゼミ・研究室の選択、試験、評価、単位認定、実習・留学・インターンシップ・課外活動への参加等、修学や学生生活のあらゆる場面で発生する可能性があります（「第二次まとめ」）。

【「不当な」の意味】

「不当な」というのは、当該取扱いに正当な理由がある場合には、本法（障害者差別解消法）により禁止される不当な差別的取扱いには該当しないとの意味内容をもった文言です（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集〈地方公共団体向け〉」）。

【正当な理由の判断】

正当な理由に相当するのは、障害学生に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行なわれたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です（「基本方針」）。

正当な理由に相当するかどうかは、個別の事案ごとに、障害学生や大学等や第三者の権利利益（*）の観点から総合的・客観的に判断します。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づく対応は適当ではありません（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

大学等は、「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」でしょう（「基本方針」）。

* 権利利益の例：安全の確保、財産の保全、教育の目的・内容・評価の維持、損害発生の防止等

4.合理的配慮とは

【合理的配慮】

- ・障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が行なう必要かつ適当な変更・調整で、
- ・大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、
- ・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担（以下、過重な負担）を課さないもの
（「第一次まとめ」「第二次まとめ」）

【合理的配慮の対象事項】

合理的配慮は、教育に関する事項（入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業 授業、課外授業、学校行事への参加等）のみならず、学生の活動や生活面に関する事項（通学、学内介助（食事、トイレ等）等）に関しても提供されなければなりません。

【過重な負担の有無】

大学等は、ある配慮が過重な負担となるか否かは、個別の事案ごとに、以下の諸要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」））。

- ・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模
- ・財政・財務状況

大学等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、他の実現可能な措置を検討・提案する必要があります（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

以下の3つの要素は、過重負担の文脈において判断されるべきであるか、あるいは過重負担の文脈とは独立して判断されるべきか定かではありませんが、いずれにしても、ある配慮が合理的配慮だといえるた

めには、これらの要素も満たす必要があります（「基本方針」）。

- ・本来業務付随（事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること）
- ・同等の機会（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること）
- ・本質変更不可（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと）

【性別と年齢】

障害者差別解消法は、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」合理的配慮を提供しなければならぬ、と定めています。合理的配慮を提供する際には、障害の状態に加えて、性別や年齢を考慮に入れることも必要です。

5. 体制の整備

「二次まとめ」では、大学等における実施体制として、以下の3点を挙げています。

1. 事前的改善措置、2. 学内規程、3. 相談体制の整備

【事前的改善措置】

不特定多数の障害学生のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備を行なうこと

【学内規程】

国立大学・国立高等専門学校——国等職員対応要領の策定・公表（法的義務）

公私立大学等——同様の要領の作成・公表が望まれる（公立大学は努力義務）

これに限らず、障害学生の受入れ姿勢・方針を始めとする障害学生支援に関する様々なルールの作成・公表が望まれます。

【相談体制の整備】

1. 委員会——大学等における障害学生支援に関する意思決定を行なう機関
2. 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口——支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口
3. 専任の教職員——障害学生支援を主な職務とする専門性のある教職員やコーディネーター、カウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する支援者等
4. 第三者組織——障害学生と大学等の中で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織

6. 合理的配慮内容の決定手順

「二次まとめ」では、合理的配慮内容の決定手順を以下のように示しています。

1. 障害学生からの申し出
2. 障害学生と大学等による建設的対話
3. 合理的配慮内容の決定
4. 決定された内容のモニタリング

【意思の表明】

原則として、障害学生本人から意思の表明（申し出）があった場合に、合理的配慮を行いません。申し出はなくとも当該学生が必要としていることが明白な場合、以下のように努めることも必要です。

- ・適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける
- ・日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努める
- ・障害学生自ら必要な申し出ができるようになるよう促す

【根拠資料】

原則として、申し出には根拠資料の提出が必要です。根拠資料は、個々の学生の障害の状況を適切に把握するためのものです。

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
- ・高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

障害の内容によって根拠資料の提出が困難な場合があることにも留意する必要があります。その場合は、以下のように努めることも必要です。

- ・障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なう
- ・建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する

【建設的対話】

合理的配慮の内容は、障害学生と大学等が建設的対話を行なって決定します。

建設的対話においては、障害学生本人の意思決定を重視し、本人の意思確認が不在のまま一方的に合理的配慮内容の決定が行なわれることは避ける必要があります。

また、障害学生が高等専門学校生等（後期中等教育段階）の場合は、必要に応じて保護者等から意見を聴取します。

内容の決定の際の留意事項

合理的配慮の内容を決定するにあたっては、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の提供の方法を変更することに留意します。

【モニタリング】

合理的配慮内容の妥当性やその後の状況把握のためにモニタリングを行ない、必要に応じて内容の調整を行なうことも重要です。

7. 紛争解決のための第三者組織

【第三者組織】

第三者組織とは、障害学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えたり、合理的配慮を含む障害学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に、障害学生支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる学内組織です。

障害のある当事者が委員として参加していることが望ましいとされています。

学外の相談・調停窓口

文部科学省高等教育局、法務省人権擁護局、障害者差別解消支援地域協議会等

学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織でも調停ができなかった場合、障害学生は、障害者差別解消法に基づき、学外の相談・調停窓口、紛争解決のための相談を行なうことができます。大学等は、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を障害学生に周知することも必要です。

8. 意識啓発・理解促進

【心のバリアフリー】

- ・障害学生へのハラスメントは障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底
- ・学内のものに留まらず、外部の研修等の機会を積極的に活用する

○日本学生支援機構のセミナー、研修会等

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/index.html

障害学生自らが合理的配慮の提供を含む正当な権利を主張できるようにする

- ・障害学生への関連情報の提供
- ・自己選択・決定の機会の提供

・自己選択・決定能力向上の場の提供
支援学生への研修
障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組の実施

9. 情報公開

学内規程、相談窓口の整備、支援に関する大学の考え方や取組を積極的に公開する

【個人情報保護】

障害学生支援に関する情報は、障害学生の個人情報に配慮した範囲内で、積極的に公開します。

【アクセシビリティ】

公開の際には、情報のアクセシビリティに配慮することも重要です。

(2) 大学等における主な課題

1. 教育方法

障害学生に提供する教育は、教育の目標・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整することにより、全ての学生が同等の条件下で学べるようにすることが必要です。

【本質の可視化】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、シラバス等の明確化・公開

- ・大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供する
- ・合理的配慮において変更可能な点と変更できない点を明確にする

とりわけ、シラバスに授業目標、内容、評価（方法）を明記することは、学生の授業選択の手がかりとなるばかりでなく、支援の必要性を事前に検討する上でも重要な情報となります。

授業

講義、演習等その形態を問わず、障害学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、情報保障や必要なコミュニケーション上の支援を行ないます。

教材

- ・教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料へのアクセシビリティの確保
- ・教員が作成する配付資料等の事前提供（障害学生が利用可能なフォーマットへの変換作業のため）

学外実習

- ・障害があることをもって参加を妨げることがないようにする
- ・指定科目の単位取得等、適正な参加要件を設定する
- ・成績評価における能力要件を定める
- ・実習先機関と密接に情報交換を行なう
- ・実習機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意する
- ・実習授業の目的・内容・機能の本質的変更をしないような配慮のあり方を検討する

留学や海外研修

海外の受け入れ大学の担当者と十分な意見交換を行ない、必要な配慮が受けられるよう事前に調整を行ないます。

試験

入試や単位認定等のための試験においては、情報保障、試験時間の延長や別室受験、回答方法の変更、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価できるよう配慮します。

- ・試験の形式や、試験で評価しようとする内容について、シラバスに明記しておく

レポートや発表

- ・課題の目的や評価基準を明確に示す
- ・目的を損なわないようにしながら、学生の学習成果を適切に評価できるよう、その形式については柔軟に変更できるようにする。

成績評価

教育目標や公平性を損なうような、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は、行なわないよう留意します。

2. 高大連携

【引継ぎの円滑化】

障害のある生徒の大学等への進学を促進するため、出身校（特別支援学校高等部、高等学校等）と密接に情報交換を行なう必要があります。

支援情報（支援内容・方法等）の引継ぎ

- ・出身校が作成した個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、効率的な教育

支援内容の引継ぎを図る

- ・支援情報の引継ぎは本人の意向を最大限尊重し、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なう

【情報発信】

- ・障害のある入学希望者等からの問い合わせを受け付ける相談窓口等の整備を図る
- ・相談窓口や、入試時、入学後に受けられる支援内容について、生徒や保護者、特別支援学校高等部や高等学校の教職員に幅広く発信する
- ・必要な支援を適切に提供することによって才能を開花させたモデルケースについて積極的に発信する
- ・情報発信にあたっては、障害学生本人や関係者の個人情報保護の観点に留意する

なお、学生によっては、入学後に、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、障害による困難・不適応が顕著になる可能性もあるため、こうした学生への支援の対応を進める必要もあります。

3. 就労支援

【キャリア教育】

障害学生はロールモデルを周辺に見つけづらい状況に置かれているため、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なう必要があります。

- ・職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解に資する学内プログラムの提供
- ・学外において障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援

また、障害学生は、一般枠、障害者枠、福祉就労等、一般の学生に比べて特殊性の高い就職活動を行なうため、就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりの促進が必要です。

学内

修学支援と就職支援を担当する部署、障害学生支援を行なう学生課などとの間で連携を促進する

学外との連携

- ・ハローワークや地域の労働・福祉機関など就職・定着支援を行なう機関と連携を強化する
- ・インターンシップや就職先となる企業・団体との連携を図る
- ・大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談等を共同で実施するなど、大学間での連携を図り、ノウハウや情報の共有を図る
- ・支援の引継ぎにあたっては、障害学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なうこと

4. 関係機関との連携

【社会資源の活用】

地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有

- ・ICT の活用を含むアクセシビリティに配慮した教材活用・共有
- ・教材の利用方法の研修
- ・アクセシビリティに配慮されたデータや講義の映像の蓄積・共有
- ・一般教養科目における単位互換の活用等

支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築、他大学への支援学生の派遣等

5. 人材の育成・配置

【専門性のある人材】

組織的な障害学生支援を適切に行なうためには、支援を実質的にすすめていく能力を有する人材（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等）の確保が重要です。

求められる能力

- ・障害学生との対話を通じて、個々の状況にあわせたニーズを確認する
- ・大学等の状況を的確にアセスメントする
- ・支援の判断を行なうだけでなく、様々な関係者や関連部局と連携する

育成・配置

- ・支援人材が障害学生支援の中核を担う存在として機能できるシステムの構築
- ・支援人材の専門性の向上、キャリアパスの構築（長期的に支援を担うための組織的な位置づけ）

【支援学生】

人的な支援を担う支援学生の育成・研修等の推進、そのためのノウハウの共有、また、支援学生の活動をバックアップするための相談体制・スキルアップ・フィードバック等の仕組みの充実も重要です。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

協力者会議

(五十音順・敬称略)

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 柏倉 秀克 | 桜花学園大学大学院人間文化研究科保育学部 教授 |
| 川島 聡 | 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授 |
| 佐々木 銀河 | 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター准教授 准教授 |
| 中島 亜紀子 | 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部 助教 |
| 村田 淳 | 京都大学学生総合支援センター 准教授 |

令和2年3月

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課
〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1
TEL 03-5520-6176 FAX 03-5520-6051
E-Mail tokubetsushien@jasso.go.jp

